

第 2 日

1. 令和4年9月6日午前10時00分招集
2. 令和4年9月6日午前10時00分開会
3. 令和4年9月6日午後3時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
7番 坂本敏彦	8番 竹下周三	9番 秋丸要一
10番 笹渕賢吾	11番 蒲池恭一	12番 高木洋一郎

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川奈々
-------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総務課 長	石原康司	総合支所長兼住民課長	中嶋光浩
建設課 長	中嶋啓晴	税務住民課長	松尾 修
まちづくり推進課長	坂口圭介	保健子ども課長	宇野貴子
福祉課 長	樋口幸広	商工観光課長	中原寿郎
学校教育課長	下津隆晴	農林振興課長兼農業委員会事務局長	上原克彦
社会教育課長	池上圭造	特養施設 長	前 渕 康 彦
病院事務部長	高木浩昭	会 計 管 理 者	大山和説

12. 議事日程

日程第1 一般質問

開議 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

8 番議員、竹下周三君から、9 月 5 日の会議における発言について会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、8 番議員、竹下周三君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

本日の会議日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第 1、一般質問を行います。

本日は 4 人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって、発言を許します。

なお、質問、答弁については、一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の 1 項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第 2 項目からの質問は質問席から行います。第一答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め、60 分以内といたします。

最初に秋丸議員の発言を許します。

9 番 秋丸君

○9 番（秋丸要一君） おはようございます。

（おはようございます。）

9 番議員の秋丸要一です。

大型の台風 11 号は通過中でございますが、吹き返しの風が心配しています。幸い、被害状況は確認されていませんが、引き続き注意していただきたいと思います。

そんな中、2 日目午前の最初の質問者として登壇しております。

本日はお忙しい中、傍聴にお越しくださいませありがとうございます。また、モニターにて御視聴の皆様にも、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

私の議員活動も、町民の皆様を支えられ、4 年 5 か月が経過しました。町をよくしたいとの変わらぬ思いで、これからも町民の皆様に様々な形で議会の活動状況や、町の動向を発信してまいります。常に町民目線で、これからも是々非々主義の立場で行政のチェック機能と、提案力のレベルアップを目指して活動してまいります。よろしくお願いいたします。

さて、今回は農業問題について述べたいと思います。

このところ、ガソリンや食品をはじめ、資材や農薬、肥料などの輸入製品の価格高騰が続いています。円安とウクライナ危機で、さらなる物価上昇が懸念されています。

今年初め、岸田総理の施政方針演説では食料安全保障についての言及はなく、農業政策は技術振興とスマート化に触れただけでした。食品自給率が世界的にも極めて低い 37% という日本にと

って、食料危機が迫っている中、まずやるべきは輸出振興でなく、国内生産確保に全力を挙げることだと思います。スマート化を否定するわけではありませんが、スマート化で全てが解決するように氣勢を上げることにどれだけの意味があるのでしょうか。

農業政策の目玉は輸出振興とスマート化だけではないはずです。貿易自由化を進めて、食料は輸入に頼るのが経済安全保障であるかのような議論には、総合的視点が欠けています。食料危機のリスクは間違いなく高まっている時に、日本にまともに食料が入ってこなくなる可能性が高まっている時、どうして減産なのでしょう。お金で買えることを前提にした経済安全保障は破綻しています。食料が入ってこなくなるリスクに備えることこそが、安全保障だと思います。

30年近くも日本人の所得だけが減少し続け、食料の消費量は毎年減少が続いている中、食べたくても食べられない人が増えていて、需要が減って余っているのではなく、供給するべきところへ供給が足りていないのです。

さらに、農家の生産コストを無視して、小売サイドの売値に合わせて卸業者に産地価格をスライドすれば、農家は当然苦しくなります。農家が潰れたら、小売も持続できなくなります。世界一過保護な日本農業という誤解が国民に刷り込まれてしまっていますが、実態は全く逆です。米国ではコロナ禍による農家の所得減に対して、総額3.3兆円の直接給付を行い、3,300億円で農家から食料を買い上げて、困窮者に届けています。日本は、ほぼゼロです。つまり、世界で最も手薄なほうで踏ん張ってきた日本の農家は、まさに精鋭部隊と言えます。

農業収入に対する公的補助金の割合は、日本は38.6%、米やフランスは81%、現在は90%を超えています。何と、欧米各国は、農家を守るために手厚い支援をしているのです。それでも、世界10位の農業生産額を達成していることに、日本の農家は誇りと自信を持ってもらいたいし、もっと存在意義を主張するべきであります。そして、国民を守る決意を新たにし、誇りを持ってもらいたいのです。

国は不測の事態のセーフティーネットと、出口対策にもっと財政出動すべきであると思います。

例えば、米1俵、生産コスト1万2,000円と販売価格9,000円の差額を、主食米700万トンを補填するのに3,500億あればよいし、これで国民の命が守れます。全国の小中学校の給食無償化には5,000億円あればよいし、これで子供たちの未来も守れます。食料こそが国家防衛の要です。食を握られることは、国民の命を握られ、国の独立を失うことだと思います。

国家安全保障戦略の中心を担う農林水産業政策を、今こそ再構築すべきであります。自分たちの生命、環境、地域、国土を守る安全な食料を確保するための、包括的な政策体系の構築が、今、求められています。

前置きが長くなりましたが、本題に移ります。

今回、私は人口削減の歯止めと移住定住促進について1項目、町行財政運営について2項目を町長に質問いたします。

まず、人口減少の歯止めと移住定住促進について。

質問の要旨（1）我が町は少子高齢化で人口減少が加速している。現在の人口は8月末で9,416人で、合併当初から比べると、約23%以上の減少である。今後、いかにして少子化と人口

減少に歯止めをかけるかが喫緊の重要課題である。町長は課題を打開するために、どのような政策をもって推進していかれるのか、具体的に政策内容を問う。

以上であります。

執行部におかれましては、より簡潔な答弁を求めます。この後は、質問席にて行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます）

本日は、4名の方の一般質問が予定されております。

傍聴席やテレビモニターにて傍聴されている町民の皆様、お忙しい中、足を運んでいただきまして誠にありがとうございます。どうぞ、よろしくお願いします。

それでは、秋丸議員からの御質問に対し、答弁を申し上げます。

1、人口減少の歯止めと移住定住促進について。

要旨（1）我が町は少子、高齢化で人口減少が加速している。合併当初から比べると約23%以上の減少である。今後いかにして少子化と人口減少に歯止めをかけるかが喫緊の最重要課題である。町長は課題を打開するためにどのような政策をもって推進していかれるのか。具体的に政策内容を問う、についてお答えいたします。

御指摘のとおり、和水町の人口は、合併直後の平成18年3月末と、この令和4年3月末を比較しますと、人口1万2,398人から9,463人と、2,935人の人口減少、比率で申しますと約23.7%の減少となっております。

また、人口構成で比較しますと、年少人口が1,412人から963人、449人の減、次に生産年齢人口が6,886人から4,458人と、2,428人の減少、そして老年人口が4,100人から4,042人、58人の減少となり、年少人口や生産年齢人口の減少が顕著であり、少子高齢化や人口減少について、私も最重要課題と捉えています。

このような現状を踏まえ、特に若者定住促進、子育て支援の観点から、出生祝金、子ども医療費の無償化、新築住宅に対する定住促進補助金、新婚さん定住補助金など、これまで様々な対策を講じているところです。

申し上げました人口推移からも分かるとおり、年少人口、そして生産年齢人口、いわゆる労働者世代、子育て世代の定住を進めるため、まずは「活気とにぎわいを生むまちづくり」を実現するための1つとして、この世代が移住、定住していただくため、「住む場所」の確保の観点から、民間活力を利用した宅地造成の整備や、若者向けの公的賃貸住宅の整備を実施していきたいと考えています。

また、空き家バンク制度の利活用促進により、移住者の増加を行い、地域の活性化につなげたいと考えています。令和3年10月に整備した、移住定住支援センターでのさらなる情報発信を強化し、さらには、先の全員協議会で申し上げました、町民の皆様の利便性向上を図るため、町税等の「コンビニ納付事業」そして「コンビニ証明書発行事業」の準備を進め、町の魅力度向上に

努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9 番 秋丸君

○9 番（秋丸要一君） 御答弁ありがとうございます。

再質問をいたします。

町長は、掲げられました公約を実行する旨の回答でございましたが、要は人口を増やすためにどうすればよいかということが、最も重要なことであると思います。

特に、子育て世代の定住を図るには、安心して子育てできる環境整備の充実が必要不可欠となりますが、医療、福祉、教育、子育て支援、住宅費用の支援、企業誘致などがありますが、具体的に政策内容を5項目について1つずつ問うていきたいと思います。

まず1つ目に、働く場の創設です。そのための企業誘致については、今後、町長はどのような方法で推進されるおつもりでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

企業誘致についてでございますが、まずは、工業団地等の整備が必要とは感じております。しかし、町が実施するのではなく、民間の活力を活用しまして、工業団地等の整備が行えないかと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9 番 秋丸君

○9 番（秋丸要一君） 具体的に何か進んでいることがありますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） ただいまの秋丸議員の御質問にお答えいたします。

具体的に前には進んでおりません、現状のところ。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9 番 秋丸君

○9 番（秋丸要一君） それでは、今、菊陽町だったかな、大津町だったかな、T SMCですか、関連の企業誘致には、何か打診とかそういうのはこの町にはありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 今のところ、あっておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9 番 秋丸君

○9 番（秋丸要一君） では2つ目に、子育て、現役世代に対する住宅政策についてですが、この和水町に家を建てていただくことが究極の目的であり、そのためには町長自身、具体的にどのようなお考えを持っておられるか、御答弁ください。

先ほど、各種の支援事業を答弁なさいましたが、さらに突っ込んで、またお答え願えますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、民間活力を活用した宅地造成事業というのを進めたいと考えております。

また、これまで継続しております、新築住宅に対する定住促進補助金、こちらについて、現在の制度を見直しまして、町外からの移住等に力を入れるように検討をしたいなというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9 番 秋丸君

○9 番（秋丸要一君） 家を建てやすいように、民間事業者と連携して、民間事業者にも補助を出して参入を促す政策を、今、促進されていますが、さらに建て主に対しても、今の支援よりもっと踏み込んだ住宅建設費用の一部を補助する制度の創設、今よりも、もっと大きく支援できるような体制づくりというのを、町長はお考えでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

新築住宅に対する補助金等について、県内の他団体の状況を調査するように、担当課のほうに指示しておりまして、他団体の様子を見ながら、我が町の今後の補助制度について、また検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9 番 秋丸君

○9 番（秋丸要一君） それではここで、手厚い子育て支援で全国的に有名な、明石市の例を御紹介したいと思います。

先般、8月の末でしたか、K A Bのテレビ番組で放映されていましたが、この中で明石市の泉市長は、子育てに関する親の費用負担を限りなく無料にする政策の実現を目指しておられまして、その中心が子育て支援の5つの無料化です。

それは、子供の医療費、第2子以降の保育料、おむつや子育て用品、中学校の給食費、公共施

設の入場料が無料となる政策を、ここでは行われております。特に、生後3か月から1歳まで、紙おむつや粉ミルクなどの子育て用品が自宅に届けられる、おむつ定期便を2020年10月から開始されております。

この5つの政策で、安心して住みやすく、子育てをしやすいまちを発信しておられます。

当町も、医療費など、既に無償化されておりますが、明石市は子育てに予算を増強する政策を、子育てインフラ公共事業と捉えています。しかも、親の所得による制限はつけておられません。また、泉市長は、全国どこの自治体でもやればできることだと明言されています。ほかがやっていないことをいち早く打ち出すことが重要なのです。

5つの政策で、9年間連続人口が増えている明石市ですが、特に25歳から34歳の子育て現役世代の転入が多く、その結果、転入によって税収が増え、商業基盤も充実し、市民の生活がより便利になり、好循環でまちに活気が戻ってきたそうです。

これだけの手厚い子育て支援をしているにも関わらず、明石市の税収は増え、黒字なのです。

町長はこの明石市の例をどのように受け止められますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

明石市の件につきましては、私もテレビや雑誌で拝見しておりまして、全国的にも子育て支援の進んでいる市だと認識しております。

各施策を展開されておりますけれども、我が和歌山県においても、まずは事業をするに当たってその財源の確保が必要だと感じております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 財源の確保というのは、それは当たり前のことですよね。これ、どうして、どこにどう振り分けるかですよね。

ここは、子育て支援に特化して、予算を増強してこれにかけているような感じですよ。

というのは、これをやれば、要するに、子育て世代の移住定住につながるということです。ですのでやっぱり、よそがやる、こういう例を取って今、言いましたけれども、やっぱり和歌山県に来ていいなと、子育てがしやすいなと、安心して子育てができるということにならんと、なかなか家も建たんし、移住して、定住促進ができないと。そういうことになると思います、結果的には。

だから私は、私の考えですけども、これを今よりももっと手厚い支援をしていただき、予算もつけていただくということを思っているんですよ。だから、予算のどうのこうのというのは、それは町長が考えて、無駄なところがもしあれば、そういうところを削減しながらやっていただくということを、私は思っているんです。

もう1回、回答をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

私の政策にも掲げておりますように、子育て世代の定住促進、そして子育て支援を促進していると考えております。また、先ほど申し上げましたように、人口推移から見ても分かるように、少子高齢化、人口減少、進んでいる状況です。政策に挙げておりますように、給食費の無償化、出生祝金の拡充、そしてゼロから2歳児の保育料の無償化というのを挙げております。住む場所、働く場所の確保と一体的に移住定住促進プランという形でまとめまして、総合的に政策を展開していきたいというふうに考えております。

また、財源の話でございますが、財源についてはふるさと納税を原資と考えております。今年度のふるさと納税につきましては、昨年以上の伸びを現在見せておりますので、こちらを財源にして、来年度以降展開できるように、計画、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） その点、よろしくお願いいたします。

3つ目に、子育てしやすい環境整備の構築について、再質問いたします。

安心して子供を産み、育てられる環境づくりが必要だと思います。

子育て世代の移住、定住につながる政策をどう打つか、その1つ、子供の部活動について、まず、今後の部活動の在り方や将来の展望について議論することが重要であると思いますが、この件について、教育長の見解をお示ししていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 今後の部活動ということですが、小学校は既に社会体育のほうに移っておりまして、学校のほうでは部活動はやっておりません。

中学校は、今後地域に移行するということで、令和5年度から7年度までの間で地域に移行するというので、今、動いております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 数年後は、部活動も全て地域に委ねることになりますが、現在、子供の健全育成のために、各分野でボランティア活動に取り組んでおられる指導者の方々の御意見や要望などを集約し、課題を克服していくことが重要だと思います。

子供の健全育成のための受け皿づくりが必要になると思います。町が運営費用を側面から支援する体制が早急に求められます。そして、この受け皿づくりを運営する人材の確保も必要であります。

この件について、町長はどのように推進されるのか、方向性を示していただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

教育長からありましたように、部活動の移行について、令和5年から7年の期間で移行を進めるということになっております。

部活動の移行と併せまして、子育て支援に関係する各種団体の皆様の、意見交換の場を設けたいというふうに考えております。これについては、早速、まちづくり推進課のほうに音頭を取って声かけをするようにしておりまして、現在、日程等の調整を行っているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） それでは4つ目に、困難に直面する子供たちが、孤立しやすい放課後の時間に、家庭や学校以外の場で信頼できる大人や友達と安心して過ごし、将来の自立に向けて生き抜く力を育むために、子供たちの第3の居場所が必要だと思います。

地域で子供を育てる社会の実現に向けた取組が重要となります。

第3の居場所として、放課後児童クラブ、児童館、子供食堂、学習支援の場、遊びの場などが挙げられていますが、何らかの活動を通して、多くの子供たちが自己肯定感や好奇心を育む場所、子供たちにとってほっとする居場所が実感できる体制づくりが必要になります。

これからは手厚い子育て政策が求められます。

この件について、町長はどのように認識し、推進してゆかれるのか、方向性を具体的にお示してください。

○議長（高木洋一郎君） 秋丸議員、今の質問は子育て環境の整備の関連で御質問ですね。

○9番（秋丸要一君） そうです。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

現在の放課後の活動場所としては、学童のほうがございまして、こちらのほうを、これまでどおり進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） もちろん学童もですが、学習支援ですとか遊びの場とか、そういったことに関しては、どのような認識を持っておられますか。

また、それを今後、町の住みやすい環境ということで、町長としてどういう捉え方をして推進をしていかれるかを、もう1回聞きたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

まず、町が実施しているのは学童保育になります。

民間の団体でもそのような活動をされている団体があるかと思いますが、その辺りの状況とか、実施状況などをまずは把握する必要があるがございまして、受入れ可能な人数とか、活動の内容等もございまして、その辺を調査したところで、その団体について、また個別にお話をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 今の件につきましては、ぜひ町としても、民間の活動といえども、一所懸命、まちづくりという観点からも、町として積極的に支援をしていただければと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、教育費用の完全無償化ということですが、これは特に、給食費の無償化です。これは、今年度は半額ということではありますが、来年度以降、この無償化というのは町長の公約でもありましたが、これはどういう考えでおられますか。無償化については来年、どのようになさいますか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

給食費の無償化につきましては、今年度はコロナ交付金を活用させていただきまして、2分の1の補助ということで実施しております。

先ほど申し上げましたように、ふるさと納税のほうも伸びを示しております。こちらを財源としまして、来年度以降、無償化に取り組めるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） ぜひ、無償化、お願いいたします。

次に、質問事項2の、町行財政運営について質問いたします。

まず、（1）菊水ロマン館は現在、2階の温泉施設が休止しています。今後、温泉施設の運営方針についてどのような考えであるかを問う。また、温泉休止以降の経営状況について問う。

（2）財政について、特に近年は、純資産に対する固定資産の比率が上昇傾向にある。より健全な財政運営のためには、まず公共施設等の集約と見直しが必要だ。今年度はどのような計画をされているのかを問う。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

2番の、町行財政の運営について。要旨（1）菊水ロマン館は現在、2階の温泉施設が休止している。今後、温泉施設の運営方針についてどのような考えであるかを問う。また、温泉休止以降の経営状況について問う、についてお答えします。

まず、今後の温泉施設の運営方針でございますが、菊水ロマン館の温泉施設は、浴場の漏水により今年の2月末から休止をさせていただいております。改修に当たっては、設計から工事に至るまで多額の費用を要すること、また、鉄筋コンクリート造の公衆浴場については、耐用年数は31年とされている中で菊水ロマン館は築26年を経過しており、さらには菊水ロマン館の温泉部門に係る経営状況等を勘案しますと、今後の方向性について慎重に検討する必要があると考えております。

本定例会に、重点道の駅整備基本計画策定委託料を計上しており、菊水ロマン館の機能を含め、重点道の駅全体の整備計画を検討するコンサルティング業務委託を計画しています。この中で、今後の方向性を探っていきたいと考えております。

また、温泉休止以降の経営状況でございますが、菊水ロマン館の業務報告書によりますと、4月から6月まで3か月間の収支の状況は、昨年の温泉営業中は約164万円のマイナスに対しまして、今年度の休止中の同時期は約107万円のマイナスという状況でございます。4月から6月までの3か月間の収支です。昨年がマイナス164万円、本年が同じ時期でマイナス107万円となっております。

次に、要旨（2）、財政について。特に近年は、純資産に対する有形固定資産の比率が上昇傾向にある。より健全な財政運営のためには、まず公共施設等の適材配置の見直しと集約が必要だ。今年度はどのような計画をなさっているのかを問う、についてお答えします。

本町では、平成28年度決算分から、国の要請に基づいた統一モデルの財務諸表4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、及び固定資産台帳を作成し、資産や負債の状況を把握し、適正な財政運営に役立てています。

公共施設等の適材配置の見直しと集約については、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を維持するための、和水町公共施設等総合管理計画、施設ごとの方針を示しました、和水町公共施設個別施設計画を策定し、維持管理を行っております。

今年度は、個別施設計画の中で廃止の方針を設定しております、旧和水町斎場、旧菊水母子健康センターの2か所について、解体工事を実施し、本年度末で解体除去完了の予定で事業を進めております。

活用していない町有地、遊休財産等については、限られた人員予算で最大の効果を生み出すため、また、財政健全化の観点からも、売却、貸付けを含め総合的に活用を検討し、不要な支出を生む負債ではなく、利益を生み出す資産とする必要があると考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） では1番の、菊水ロマン館の温泉施設の運営方針について再質問いたします。

温泉施設の存廃の決定には、コンサルを入れて運営方針の方向性を決めるとのことですが、温泉施設の存廃については、町長自身はどのように考えておられますか。町長自身としては。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

菊水ロマン館の温泉、できることなら復活させて、皆様に楽しんでいただきたいというふうに考えております。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） それでは、コンサルを入れて方向性を決めるということですが、どのような取組で具体的に進めていけますか。そして、これはいつ決定されるんですか。決定時期。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 秋丸議員の御質問にお答えいたします。

検討の進め方につきましては、道の駅等活性化協議会を主体にいたしまして、検討をお願いしたいというふうに考えております。

策定に要する期間でございますが、まず温泉の方向性につきましては、今年度中に結論を固めたいというふうに思っております。

この基本計画でございますが、道の駅周辺一帯を、総合的にどう開発していくかという大きな計画でございますので、そちらにつきましては来年度以降も引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 分かりました。

ロマン館は、やっぱり町の財産でありますし、町の核になる施設でもあります。温泉施設の運営の在り方については、やはり優先順位としては、町民の意見や要望を聞くことが先決ではないかなと思います。町執行部やロマン館で決められることではないと思うし、この辺のところは、町長はどのように認識されておりますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

先ほど申しましたように、温泉、再開するのが理想と考えております。しかし、申し上げましたように、多額の修繕費用がかかる、それと耐用年数の問題等がございます。

この辺りを、今回コンサルの中で、道の駅等活性化協議会の皆様と一緒に、今後の方向性について検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9 番 秋丸君

○9 番（秋丸要一君） 次に、温泉休止以降の現在の経営状況について再質問いたします。

先ほど、報告がございまして、4月から6月までは去年が164万、今年が107万ということですが、これは当時、私、温泉がなければ本体の物販の部門は黒字になるもんなど、そういうお考えで私は言われました。でも私は、そんな簡単なもんじゃないだろうなと思っていました。

案の定、やはり状況は厳しい、厳しい状況であるとは思っていましたが、このままでは本当に年々と、売上げもじり貧になっていくと私は予想しています。今すぐ、やっぱり抜本的な改善が必要だと思います。そういうことで、よろしく、協議のほどをして、お願いいたします。これは本当に、組織の改革、これも視野に入れた改革をしていただくということを要望したいと思います。

これは提言になりますが、菊水ロマン館の温泉施設の経営が不振とはいえ、温泉があればこそ、今日まで物販部門もキャンプ等の観光部門も潤ってきたはずです。経営はお互いに、お互いがリンクしあって成り立つものであり、切り離して考えるものではありません。

ロマン館も、開業以来約30年近くたっていますが、町はこれまでに情報発信や資金援助で側面から支援してきました。近年は外部的要因で大きく経営力が落ち込んでいます。温泉の存廃も含め、運営体制でのこ入れが急務であります。議会においても将来を見据えた議論が必要であると思います。

いつまでも赤字の道の駅を続けるわけにはいきません。先人がどのような思いでこのロマン館を開業したのかを皆が心にとどめ、大きく発展するためには、抜本的な組織の改革と経営方法の見直しを早急に図る必要があります。その後も不振が続くならば、施設の経営刷新や様態変更に踏み切ることも必要だと思います。

菊水ロマン館は地の利もよく、集客を図る上でも有利な立地にあると思います。やり方次第では、大変魅力のある道の駅として評価を受ける要素があります。温泉施設については、一定の需要が見込まれるので、小規模での併設が必須条件だと私は考えています。温泉併設の道の駅は、今後多くの人から重宝されるものと思っています。

以上です。

続けていいですか。今は提言でした。

○議長（高木洋一郎君） 今度は2番。

○9 番（秋丸要一君） 今度は2番です。

○議長（高木洋一郎君） 続けてどうぞ。

○9番（秋丸要一君） 2番目に、町のホームページに掲載してあります財務書類の公表の中の、全体財務書類4表の、貸借対照表を基に財政について再質問いたします。

これは、先ほど町長もお答えになりましたが、純資産に対する固定資産の割合、いわゆる固定比率は、固定資産がどの程度自己資金、純資産で賄われているかを判定する指標です。100以下がベストと言われます。比率が低いほど安全性が高いと言われています。

我が町は、令和2年度113です。町の財政体質が変わらずに、今後も上昇が続けば、その分負債も増えるし、次世代にツケを残すことになります。

町長は、固定資産から見た現在の財務状況をどのように分析されておられるか、御答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの秋丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

いつも3月に公表しております貸借対照表につきましては、今、秋丸議員から御質問にあった有形固定資産の合計、ここには道路や学校など、言うならば町が所有する施設等の総額となります。そこで出てきております純資産の分になりますと、道路とか学校の整備に財源として受けた国とか県の補助金、その辺りの積み上げの額となります。

当然、今、この表だけ見ますと、大体320億くらいの純資産の中で、占める割合が316億ぐらいということで、大変大きな数字となっております。一般の企業等の中でいきましたら、当然固定資産の割合が大きければ、要らないものは減らすというのが原則となりますが、和水町の、町の貸借対照表によりますと、言うならばこれは住民1人当たりの資産となります。言うならば、この有形固定資産の310億、これを1人当たりの資産に換算しますと、和水町では327万ぐらいが住民1人当たりの資産というふうな見方となります。

今、町長のほうから第1の答弁でありましたように、言うならば個別計画等で今年は和水斎場のほうと、旧菊水の母子センターのほうを解体しております。このように、言うならば公の目的を喪失した建物、そういったものを十分統廃合していきまして、そうすれば当然空いた土地というのが増えてきます。その空いた土地等を適材適所を含めまして、新たな利益を生む資産として捉えながら、売却するのか、もしくは有効活用するかということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 御答弁ありがとうございました。

この町が今のところ、悪いというわけではないんですよね、私が言いたいのは。

この町の固定比率というのは、他の近隣市町村と比べても、数字上では健全なほうなんです。一番健全なんです。というのは、私は数字上では、もっとどんどん新規投資はしてもいいと思います。もっと、どんどんしていいと思いますが、ただし、この町の税収が他町村と比べてちょっと力が弱いので、投資すれば、結局借入金に頼らんといかんということになりますので、今度は

負債が大きくなるということがちょっと難点ということです。

それで、その辺のところは、数字を本当もっと、まだまだ投資しても十分いいんですが、その辺のところがちょっと私、気になるところです。

重複した施設や必要性が薄い、そういう固定資産は、思い切って統廃合すればいいと思います。

現在、斎場の取壊しが進んでいるようですが、ほかに至急、本当に前倒しで取り組むべき対象物件というのはありますか。

というのは、合併特例債ですか、あれがもう2年ぐらいいもう終わりますよね、あと2年で。そうしますと、やっぱりハード的な費用、例えば除却とか、そういうときの費用とか、それもそういう有利な起債をしたほうがいいんじゃないかと思いますので、やっぱり前倒しでどんどん進めていただきたいと思うんです。

町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

個別計画のほうで、廃止というのを出しているのが、あと春富の集会センターまたは春富グラウンドというような形でしております。言うならば、順次、今現在がその計画にのっとって2か所を解体等を進めておりますので、残りにつきましても、この計画に沿って進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） きくすいの里の裏の山林、あそこは住宅候補地として以前買われたと思いますが、あれは今はもう手つかずで、本当に遊休山林ということになっていますが、ああいうのはどうされますか。もう、住宅もするつもりがないならば、早く売れるなら売ってしまったほうがいいんじゃないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

きくすいの里の裏手については、御存じのとおり、排水設備が敷設できない等の問題によりまして、頓挫している状況がもうずっと続いてきております。

現在、民間の活力を活用した宅地造成事業等を展開しようと考えておりますので、あその土地につきましても、それ以外にも町が有しております町有地、幾つかございます。この辺りについても、資産の売却ということで、売却や貸付け等について検討していく段階に来ているのではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） それでは、もう時間もありませんので、ここで私の提言です。

町のホームページに掲載してあります、平成28年度から令和2年度までの全体会計貸借対照表を基に調べてみましたが、有形固定資産は5年で38.3億円の増加でした。一方、純資産は5年で22億円の増であります。有形固定資産は5年で13.1%増、一方、純資産は7.2%増でした。

これで分かるように、有形固定資産の伸び率が2倍です。有形固定資産の比率が100以下だと健全だと言われていますが、和水町は有形については100であります。しかし、固定資産全体で計算すれば、113です。ちなみに、玉東は122、南関は188、長洲は158、玉名市は170です。近隣の市町村と比べても、数字上は健全なほうです。

このことから、より健全財政を目指すなら、まず税収アップの強化とセットで、重複や必要性が薄い公共施設などの固定資産を思い切って減らすことです。早急に見直し、統廃合を加速すべきだと思います。

以上です。

時間となりましたので、これで私の質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、秋丸議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時11分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、千々岩議員の発言を許します。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） こんにちは。

（こんにちは）

2番議員の千々岩でございます。

心配されておりました、大型で非常に強い台風11号の被害も最小限に抑えられているということで、一安心しております。午前中はまだ台風の余波で風の心配が若干されますけれども、そういう中で、お忙しい中、傍聴席においでいただいた方々、また、公民館等で御視聴をいただいている住民の皆様に、深く感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症も、いまだ出口が見えないまま迷走を続けております。国も、オミクロン株に対応するワクチンの接種を、9月末からということで、町自身もまたその対応等で大変かと思いますが、よろしく願いをいたします。

併せて、御承知のように物価高騰、食料品をはじめ様々な商品が値上がりをしているという中で、私たちの生活にも非常に大きな負担になっていると。そういう、本当に暗いニュースが飛び交っている中で、やはり文化、スポーツの話題というのは、私たちの心を明るくしてくれるとい

うふうに思っております。

本町では、第2次和水町まちづくり総合計画における基本施策として、生涯スポーツの推進が挙げられております。生活習慣病等の予防に努め、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度に目指すというふうにございます。住民の健康寿命を延ばすという観点から、今日は質問をさせていただきます。

それでは規則にのっとり、質問事項1、社会体育施設について。

質問の要旨。

(1) 有料施設の中学生以下、及び65歳以上の利用者の無償化について問う。

(2) 維持管理状況について問う。

(3) 各施設のユニバーサルデザインの現状について問う。

執行部の皆さんにおかれましては、簡潔明瞭にお答えください。

次の質問については、質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） それでは、御質問にお答えします。

1、社会体育施設について。要旨（1）有料施設の中学生以下及び65歳以上の利用者の無償化の考えについて問う、についてお答えします。

社会体育施設の使用料につきましては、和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例において、施設の使用料を規定しております。令和3年4月の条例の一部改正により、町体育館、スカイドーム、弓道場及びテニスコートの、照明施設を使用しない場合の町民の使用料は無料のままでございますが、総合グラウンド、三加和グラウンド、春富グラウンド、及び多目的広場については、町民から使用料を頂くこととしました。

条例には減免基準を設けており、町及び教育委員会が主催する行事に使用するとき、または学校が教育活動に使用するとき、特に必要と認めたときの、使用料の減額や免除を行っております。

現在、中学生以下につきましては、和水町立の小・中学校が主催する行事、会議（部活動やクラブ活動を含みます）での使用、65歳以上につきましては、和水町老人クラブが主催する行事、会議での使用の場合、使用料を免除することとしております。しかし、これは小・中学校及び老人クラブが主催する行事、会議に使用する場合がございます、各種団体や個人が使用する場合は対象としておりません。

町としましても、町民の各グラウンドの使用料については、令和3年の条例の一部改正前の状態に戻せないかと検討しており、この案につきまして、先日、総務文教委員会を開催していただきまして、グラウンドの使用料の見直しについて提案させていただいたところでございます。

町民の皆様の健康維持や体力向上に活用され、より多くの方が社会体育施設を利用できるよう、議会の皆様と協議してまいりたいと考えております。

次に、要旨（2）維持管理状況について問う、についてお答えします。

維持管理については基本的に業者委託しておりまして、総合グラウンドでは、除草剤散布を年

間3回、草刈りを年間10回、これを基本として委託しております。

しかし、屋外施設は大きなのり面等も有し、面積が広大でございますので、夏場は屋外施設の雑草、雑木処理を業者に委託するだけでは対応が難しい面もあり、随時、社会教育課の職員により対応している状況です。

社会体育施設は、町民の体育の振興及び健康増進を図るための施設でありますので、適切な維持管理を行い、町民の皆様が気持ちよく使用していただけるよう、努めてまいります。

次に要旨（3）各施設のユニバーサルデザインについて現状を問う、についてお答えします。

ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験等の違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や環境等などのデザインを目指す考え方です。

町の社会体育施設につきましては、出入口までのアプローチにはスロープを設置しております。誰でも出入りがしやすいように、整備をしております。また、階段への手すりの設置、多機能トイレの整備、身体障害者用の駐車スペースを確保しております。

今後、障害者の視点から、施設の現状把握、今後の対応を検討することを目的に、施設の検証会を行う予定としております。多くの方々の意見を聞きながら、誰もが使いやすい施設となるよう、努めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） ありがとうございます。

再度、再質問をさせていただきます。

今の町長の答弁にもございました、私も総務文教の委員でございますので、先般、この無償化の案件についてはお伺いをしたところです。

私が中学生以下、特に、非常に個人でいろいろ使用したいというときにとても困る、それから65歳以上の方々については、先ほど述べましたけれども、生涯スポーツの観点、あるいは健康寿命を延ばすという観点から、やはり幅広く多くの方々に利用していただきたいということもございまして挙げたところでございますが、総務文教のほうには令和3年の折に、一部有料施設になった部分を、また元に戻すという御提案がございましたので、一応、1番の件については、今、担当部局から総務文教のほうに上がっておりますので、そちらでちょっと審議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

2番の維持管理状況というところで御答弁をいただきました。

町の総合グラウンド、非常に面積も広くて、県内でも有数の町の施設だろうというふうに、私も自負をしております。非常に使い勝手がいい。改修前のグラウンド、なぜあそこがよかったかという、非常に水はけがいいということで、非常に利用される方々もよく利用していただいたところです。非常に、改修もなされて、すばらしいグラウンドになっております。しかし、これはやっぱり手を入れていかないと、今の現状を、維持をしていくということは、非常に難しいというふうに考えています。

今、町長から、草刈りだけでも10回と、この梅雨明けから夏、非常に草が頻繁に出てまいります。年10回では到底、多分、足りないだろうというくらい、管理をするというのは非常に大変なところだろうと思っています。

あそこを使用されていて、これはもう利用者のモラルだろうと思いますけれど、やはりグラウンドを整備する、使ったら整備をするというところが、なかなか難しいところもあるのではないかと。ボランティアでグラウンド整備を、今、していただいている方もいらっしゃいますけれども、やはりここは、私は、ちょっと予算は必要になると思うんですけれども、やはり施設を含めて、総合グラウンドを含めて、町のスポーツ施設、三加和のグラウンド、それから弓道場、スカイドーム等を含めて、町内の利用者の方はもちろんですけれども、やはり町外からより多くの方々に利用をしていただきたい。やっぱり和水の施設はすばらしいよと言っていたきたいと。

そういう観点を踏まえると、指定管理ができないかなというふうに考えていますが、そういうお考えはあらわれるでしょうか。質問したいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

体育施設の指定管理制度の導入については、現在はまだ検討しておりません。

近隣の団体、また、県内の状況等を把握しながら、調査を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） 甲佐町が、実はNPO法人で指定管理を導入されました。

これはやっぱり、指定管理をするには予算が当然伴うんですけれども、NPO法人のほうでいろいろ行事を計画されて、その収益を全てもう法人のほうに、収益として取ってもらうという形で、極力町からの支出を抑えるという方策を、今、取られていますけれども、なかなかいい考えだなとはちょっと思いながら、やはり新しい施設を造ったら、やはりそれには当然維持管理というのは付き物でして、やはりこれが長い年月で考えたときには、今、ボランティアでいろいろ整備をしていただいている方々もいらっしゃいますけれども、そういう方々がボランティアができなくなった、そういうボランティアに頼るということではございませんけれども、やはりボランティアをしていただく方がいっしょらなくなるということは、やはりこれは町としては、町の施設でボランティアに頼るというのはいかながなものかなと。

ちょっと甲佐の例を取らせていただきましたけれども、私も整備どうやっていますかとお聞きをしたんですけれども、やはり社会教育課の職員で割り振りをしながらやっているときもありますと。しかしやはり、業務に支障が出てくるということで、指定管理を導入したというお話をお聞きいたしました。

やはり、町の施設、やはりたくさんありますので、何が今、その施設で不備なのか、あるいはそういう状況で住民の方が安心して安全に使っていただけるのか、やはりそういうのをしっかり、

業者委託もいいかもしれませんが、やはり私たち町の担当課でも、そこら辺は重点的にちょっと巡回なりしながらチェックを入れていただいて、管理を業者任せということではなくて、町のほうでもやっぱりしっかりチェックを入れる必要もあるんじゃないかなというふうに思います。

指定管理を入れることでそういうところも、町の係の負担も当然なくなるだろうし、よかったらそういう県内の状況をちょっと調査をしていただいて、できれば指定管理の方向で、将来的にお願いできればというふうに思っております。

それから、3番のユニバーサルデザインについてです。

どうしても私たち、スポーツを行う立場の人間からすると、やはり施設を見たときに障害がある方々の視点に立ってこの施設ができているのかなという観点で見ると、非常に難しいなというところも多々見受けられます。

当然、スロープとかトイレとか、駐車スペースというのはどの公共施設等もきちんと整備はされておりますけれども、果たしてじゃあそれだけで、本当にユニバーサルデザインと言うのか。

いろんな障害があらわれる方がいらっしゃいます。車椅子の方でも、自分で車椅子を自走できる方、あるいは介添えが必要な方、そういう方々もたくさんいらっしゃいます。じゃあ、障害がある方々がその施設を利用したとして、その施設は本当に障害がある方々にとって利用しやすいのかという観点も必要だろうと思っています。

単に、スロープだったり、あるいはトイレだったりだけではなくて、その施設そのものが利用者の視点に立った施設なのか、あるいはそういう配慮があるのかというところも、ぜひ今後ちょっと検討をしていただきたい、チェックを入れていただきたいというふうに思っております。

まだこの社会体育施設については、やはり先ほどちょっと述べましたけれども、町の総合計画の中でもやはり生涯スポーツの推進という形でうたってございます。やはり住民の方々の健康を増進、体力向上等々を勘案しながら、少しでも生活習慣病等がこの町から少なくなる、そういうスポーツをやることによって、疾病率も下がってくるというような観点でお願いできればというふうに思っております。

ぜひ、その辺のチェックを担当課のほうにはお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは引き続いて、ちょっとこの件が長くなるかなと思いますので。

2番の部活動の社会体育移行について。

(1) 町内の小・中学校における部活動の現状について問う。

(2) 移行に向けた取組について問う。

(3) 文化部の地域移行について、御質問をしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

2番、部活動の部活動の社会体育移行について。

要旨（1）町内の小・中学校における部活動の現状について問う、についてお答えします。

小・中学校の部活動について、小学校の部活動につきましては、平成31年4月より、社会体育への移行が行われ、クラブ和水などの団体により活動が行われております。

中学校の運動部の部活動については、本年の6月、スポーツ庁有識者会議において、休日の部活動を民間スポーツ団体などの地域に委ねる地域移行を、令和5年から令和7年度の改革集中期間で進めることが提言されております。また、中学校の文化部の活動につきましても、先月、文化庁有識者会議において、運動部と同様に休日の部活動指導を地域移行へと進める提言が行われました。

この、示された令和5年方令和7年度までの期間内に地域移行がスムーズに進むよう、国・県の動向を注視しまして、生徒、保護者、地域のスポーツ団体、文化団体の皆様と協議を重ねてまいりたいと考えております。

要旨（2）移行に向けた取り組みについて、要旨（3）文化部の地域移行について、については関連しております。詳細につきましては教育長より答弁いたします。

以上になります。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） それではまず要点（1）町内の小・中学校における部活動の現状について問う、の御質問にお答えします。

小学校におきましては、現在、学校単位での部活動はありませんので、個別にクラブ等で活動を行っております。

中学校の部活動状況についてですが、菊水中学校は運動系の部活が5つ、文化系の部活動が1つあり、三加和中学校は運動系の部活動が3つで、文化系の部活動はありません。

各部活とも、以前と比較すると、部活動の種類も部員数もかなり減少しており、部活動の種類も限定されているところです。

次に、要旨（2）移行に向けた取り組みについて問う、の御質問にお答えします。

令和4年6月に行われました、スポーツ庁有識者会議で、中学校の休日部活動を地域へ移行すべきだと提言されております。令和5年度から令和7年度までの3年間で段階的に地域移行していく計画で、国のガイドラインは9月に策定される予定です。

本県では、8月下旬に部活動の段階的な地域移行に関する市町村関係者説明会が行われ、今後、国のガイドラインに基づいて推進計画を策定される予定です。

町としましては、現在、先進地であります南関町や長洲町に情報収集を行い、先日、町内の中学校の先生方を対象にアンケートを実施したところです。

今後、アンケート結果を分析し、町内にあるスポーツ団体を招集して意見交換を行い、児童生徒や保護者対象に説明会を開催する予定です。

子供や保護者等のニーズを把握することも必要になってまいります。子供たちを中心に、学校・家庭・地域・行政の5者が連携協働して、一体的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、要旨（3）文化部の地域移行について問う、の御質問にお答えします。

和水町におきましては、文化部活動は菊水中学校の吹奏楽部が存在しますので、運動部活動と

同時に地域移行について検討していく必要があります。ただ、運動部活動の地域移行と同時に、練習場所の確保や費用面など多くの課題があります。特に、吹奏楽の指導は高い技術面を要しますので、指導者の確保も難しくなっています。

運動部活動と同様、部活動の実施主体を単に学校から地域に移行したり、生徒だけを対象とした活動をただ考えたりするのではなく、関係機関等とも連携しながら、地域移行について町としての方向性を検討してまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） ありがとうございます。

ちょっと再質問させていただきます。

先ほど、近隣のということで、南関は私もよく調べをさせていただきました。そこはもう昔から、非常にそういう社会体育ということで取り組んでいらっしゃると思いますので、ある程度ノウハウはできているかと思うんです。

長洲を、私はちょっと長洲町の資料をちょっと見たんですけれども、長洲もアンケート調査を生徒、それから指導者、保護者という3者、取ってございます。

先ほど教育長の答弁で、アンケートを実施されたということでございます。どういう項目で調査を、アンケートを取られたか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 中学校の、町内の先生方を対象にアンケートを取っております。

大きく、大体27項目ぐらいありますけれども、例えば最初にはどちらの中学校ですかとか、教職員になられての経験年数とか、部活動の指導をされていますかとか、あとは、あなたが指導している部活動だったり専門性がある活動に携わっていますか、それから平日の部活動とか、祝日等の部活動の時間とか日数、そういうものを聞いております。あとまた、指導している上での悩みや、外部指導員を入れられているところもありますので、外部コーチが入っているところのメリット等、それから実際に自分が地域移行にした場合に、その部活動というか、そこに関わりたいか、指導したいかという質問も行っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） その中に、今回の部活動の地域移行という柱の1つに、やはり教職員の負担軽減というのが柱の1つになっています。

そのアンケートの中に、先生方でやはり部活動の指導が負担になっているという趣旨の質問項目はございますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 部活動をしたいかという問いがありまして、部活動をしたい、どちらかというとしたいという方が約48%ありました。

その中で、いろいろ理由を聞いた中で、やはり自分の生徒の成長がうれしいというようなものもありましたけれども、中には自分の時間が取れないとか、自分の専門性でないのというような御意見もあります。

また、指導上の悩みとしても、自由な時間が十分に取れないとかそういうことも、教材研究の時間が確保できないというような御意見も聞いております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） その質問、アンケートの中に、やはり地域移行になっていくにしても、やはり施設を考えたときには、都市部はちょっと別ですけども、やはり郡部、非常に人口も少ない、それから町の施設そのものも少なくなるということであれば、やはり既存の学校の施設を使わせていただく以外に活動場所はないというふうに思っていますけれども、やはりそうなったときに懸念されるのが、多分、いろんな指導をされる方々が心配されるのが、じゃあ休日に活動をやっている事故があったときは、その責任の所在はどうなるのかということを、一番心配されるだろうというふうに予測されるんですけども、そういう項目の、アンケートなんかはございませんでしたか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） そういう質問はございません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） これ、全国的にいろんな自治体で取り組んで、モデルとして全国的にスポーツ庁のホームページでもいろいろ実践事例とかいうのを報告をしてございます。

私も、一通り見ましたけど、参考になる、参考にならない。都市部だったら十分にできるな、しかし小さな町でこれに取り組んでいくというのは、やはりかなりの労力を必要とするなというふうに、ちょっと読んでいて思いました。

今後、社会教育課のほうの主になって多分動いていかれるのかなというふうに思っていますけれども、何せ令和5年からやりなさいと、もう始まるので、もうそろそろ本当に真剣に、この件に関してはいろんな課題を洗いながら、何が問題でそれをクリアするためにはどうすればいいかということを、具体的にやっぱり一つ一つやっていく作業が伴ってくると思うんですけども、社会教育課のほうでこれを担当するに当たって、今のスタッフでこれに専従できる方というのはいらっしゃるでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 池上君

○社会教育課長（池上圭造君） 質問にお答えします。

社会教育課の中に、それ専従で携わる職員というところは、今のところいません。

従来の仕事の中に加えたところで、前進させているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） 私、心配するのは、やはりこれは全国的にも、うちの町だけではなくて、全国展開やっっていくわけですね。やはりほかのいろんな地域を見ても、先ほど町長の答弁にもございましたけど、今後、こういう移行に向けた協議会なり何なり、発足をして実施をするという自治体もあるんですが、やっぱり調べてみると、なかなかそこまで行きつかない、行きついていないという自治体もかなりあります。

何がネックなのかなと言ったときに、やはりこれはやっぱり単に移行をさせればいい、今あるやつをただ地域移行で、学校の部活動をただ地域というふうにスライドさせればいいという安易な考えだろうと思うんですね。しかし、中身をしっかり精査しながら、スポーツ庁が考えていることにきちんと対応していくためには、やはりかなりの労力というのが必要になると思うんです。施設の確保、それから指導者の確保、それからそれに伴う今度は費用をどうするか、様々な問題がやっぱりネックになってくると思うんですよ。

町の業務の傍ら、やはりこういうことをやっっていくというのは、もう令和5年にはスタートしないといけない、私たちに課せられた時間というのが限られている中で、大丈夫ですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 池上君

○社会教育課長（池上圭造君） 議員さんの御心配はごもっともなところだと思います。

私どもも人員がいれば、私たちもそこに専属で頑張ってくれば心強いところがあると思いますが、いやいや小さな町でございまして、人員的な問題もございます。その中で精一杯できる、個人の能力も関係してまいりますけれど、周りの人間も精一杯努力して、何とかこの窮地を乗り切れるように頑張っていきたいと思っておりますので、よければその辺も含めたところで、検討していただければありがたいというようなところが実感でございます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） 私は、やはりせめてスタートするまでは、本当に、非常勤でも何でもいいんですけども、やはり専従をぜひやっていただきたいというふうに考えています。

やはり、ほかの自治体との情報交換だったり、本当にやり始めたらとんでもないことになったよというふうに、間違いなくなると思っています。

そういうのを考えると、やはり専従のスタッフを、僕はぜひ置いていただきたい。そのスタッフを窓口にしていかないと、これを、今の会員で、皆でやっていこうと言っても、なかなか難しいだろうと思うんですよ。全てが情報共有できるかという、なかなか難しいところもあるので、やはりどこかが窓口にならないといけない。

そういうスタッフを、ぜひ検討をしていただきたいと思います。町長にお伺いします。

そういうお考えはありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、国が示されるガイドライン、それと県のお話等を伺いながら、協議を進めていくこととします。

町の体制整備については、人員に限りがございますので、調整しながらスムーズに地域移行できるように進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） 国が今月末には出すんですけれども、私、県の担当者と話しをしましたけれども、県としてはいろいろ国の指針を受けて、県がそれに対して各それぞれの自治体にこういうふうにしてくださいというお願いは多分できませんという話です。

これはやはり、それぞれの自治体の事情がございます。

例えば、熊本市と和水町を比較したときに、なかなか、全てが同一条件じゃないんですよ。それぞれの、個々の自治体の事情もあるので、あくまでも県は国のそういう指針を受けて、自治体をお願いするしかないの、各自治体でそこはしっかり検討をしていくしかないということでございますので、やはり和水町も国のそういう指針を受けて、やっぱり、それから県がどういうアクションを起こすかということではなくて、国がそういうのを出したらやっぱり早急に町として対応していく必要があるというふうに考えています。

そこはやはり遅れてしまうと遅れる分だけ、いろいろ後で大変なことになっていくだろうと思いますので、乗り遅れしないように、担当課、本当これ大変な作業だと思いますけれども、よろしくお願いしますというふうに思います。

それから先ほど、教育長の答弁の中で、非常に私、気になったのが、今、中学校の部活動、運動部活動に関して、菊水中学校が5つ、三加和中学校が3つということで、非常に子供たちは、本当かわいそうだなという印象を私は得ました。

限られた運動部活動しかない。これは本当に早く地域移行して、自分が何をやりたいのか、チームゲームで言うと、やはりチーム、人数がいなくなかなかゲームが成立しない、大会に出れないということはあるかと思うんですけれども、やはり、例えばバスケットボールでも最低5人は必要です。でも自分はバスケットボールが好きだ。なら、1人でもバスケットボールはやれます。ゲームはできません。でも、バスケットボールはできます。

これちょっと、いろいろ視点を変えて、人数がそろわないと部活動が成立をしないんだという、そこをやはり取っていかないと、やっぱり子供たちのニーズ、いろんなことをやりたい、しかし部員がいないから、そろわないからできないよじゃなくて、やはり子供たちが今やりたい、そういうのにしっかり対応していかないといけない。この地域移行になっても、そういう考え方というのは、僕は絶対必要だろうと思っています。

やはり幅広く、これ、地域移行になって、中学生だけではなくて、もう極端に言うと小学生から本当にお年寄りまでという、言葉はちょっといかがなものかと思いますが、やはり横断的に、そのスポーツが好きだよという方々がそのクラブで運動をできる、だからそういうスタイルをつくっていくと、そこに1つの年代を超えた、本当に部活動の意義というのも当然あるんですけども、それを超えたものが当然できるし、そういうふうにならなければというふうには、個人的に私、思っていますけれども、大会に出て、やはりいろいろ活躍をするというのも1つです。しかし、純にスポーツが好きだ、今、文化系の部活動に入っているけれども、でも自分は体を動かすことが好きだという子もたくさんいると思うんですよ。そういう子供たちも、文化系の子供でもありながら、文化系で活動しているけれども運動もやりたい、そういう子供たちも、幅広く、1つのクラブに縛ることではなくて横断的に、いろんなことを、やはりこういう成長期の子供、ぜひそこはそういう取組ができたならというふうに思っています。

これ、町、当局もこれからこの作業に向けて本当に、大変なことも多々出てくるだろうと思います。いろんな知恵を出し合いながら、和水のスタイルというのが、いろんな同じ規模の自治体のモデルになるようなものをぜひつくっていけるように、努力をしていただければというふうに思います。

最後に、どこの自治体が一番、やっぱり頭を悩ませているのが場所と人と。場所と人というのは、知恵を絞ればどうにかなると思うんですが、地域移行になったときに、費用がどうしてもネックになってしまう。どこからそれを捻出するかといえば、国の予算も当然組まれるということですけども、町自体で、これまた国がどういうふうに出してくるか、概算をよく見ないとなかなか答弁ができないかもしれませんけれども、町自体でこのスポーツ、部活動の地域移行に関して、そういう予算組みとか、そういうお考えはございますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

中学生の部活動については、生徒たちの体力の向上、それと文化の向上に必要な活動だと認識しております。子育て支援の面からも、かかる経費の一部を補助するなど、検討していかなければならないと考えます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩繁君） ありがとうございます。

ちょうど、もうやめろというベルが鳴りましたので、以上で終わりますけれども、これはやはり引き続き、しっかり、再度、また12月でも私、質問させていただこうと思っておりますけれども、やっぱり経緯というのは、保護者あるいは、これから令和5年、6年、7年からはもう完全移行しなさいということできています。これ、休日だけになっています。これは7年を受けて、平日もということで、国は様子を見ながらというふうに言っていますが、将来的には多分そうなるだろうと思われまふ。やはりこれから、中学校に入学をするお子さんをお持ちの保護者の方々も、非常に関心度が高いと思いますので、今後の経緯等をまた機会がありましたら、質問をさせていただきたいというふうに思います。

町、当局におかれましても、非常に厳しい作業になると思いますが、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、千々岩議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後は13時から再開いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木原議員の発言を許します。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは）

3番議員の木原泰代でございます。令和4年第3回定例会2日目、午後1番目の質問者として登壇しております。

まず、傍聴席の皆様、本日は台風11号の影響のある中、お越しいただきまして誠にありがとうございました。また、モニターにて御視聴の皆様には、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

今回私は、介護保険の現状と課題について、子育て相談の状況について、生理用品の設置について、3項目の質問を通告しておりました。

まず1項目目、介護保険の現状と課題について、質問をさせていただきます。

平成12年、西暦2000年、高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組み、介護保険制度がスタートしました。和水町における介護保険制度の経過は、制度の開始から定着、制度の改正、予防の強化と地域福祉との連携、地域包括ケアシステムの構築、介護予防総合事業の開始と、第8期和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画書に、きちんとまとめてあります。

そして今、団塊の世代が75歳に到達する令和7年、2025年を見据え、第8期の計画実践に必死

に取り組んでおられることと思います。

そこで、和水町の介護保険の状況と課題について。

要旨（１）団塊の世代が75歳に到達する令和7年（2025年）に近づいているが、最近の要介護（要支援）者の認定の状況について問う。

要旨（２）町内の介護支援専門員（ケアマネジャー）の人数に不足はないか。新規の相談で介護支援専門員の選定がスムーズにできているか問う。

要旨（３）介護給付費の安定のために重点的に取り組んでいる施策について問う。

1回目の質問の要旨は以上です。

町長におかれましては、簡潔な答弁を求めます。この後は、質問席にて行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 1番の和水町の介護保険の状況と課題について、要旨（１）団塊の世代が75歳に到達する令和7年に近づいているが、最近の要介護（要支援）者の認定の状況について問う、についてお答えします。

本年8月報告分の認定状況は、要支援1の方が95名、要支援2の方が119名、要介護1の方が210名、要介護2の方が136名、要介護3の方が118名、要介護4の方が110名、要介護5の方が50名、合計が838名となり、認定者数に大きな変化は見られていません。

団塊の世代を考えると、今後、75歳から84歳の人数は増加の見込みでございますが、85歳以上の方の人数は減る見込みであり、75歳以上の高齢者としては、ほぼ横ばいで推移していくと予測しております。

次に、要旨（２）町内の介護支援専門員の人数に不足はないか。また、新規の相談においてケアマネジャーの選定がスムーズにできているか問う、についてお答えします。

在宅サービスを受けておられる方は、7月報告分で483件となっており、町内の事業所がケアマネジャーを担当している割合は約82.4%となっています。

町内の居宅介護支援事業所は6か所ございますが、町内の居宅介護事業所だけでは介護支援専門員が不足しており、町外の事業者と調整も必要なケースが発生しております。

次に、要旨（３）介護給付費の安定のために重点的に取り組んでいる施策について問う、についてお答えします。

町では要介護者にならないよう、一般介護予防事業に取り組んでいます。筋力の維持向上や閉じこもり予防の対策として、各地区の公民館などを拠点に、57か所で「お茶の間筋トレ教室」を週1回開催しております。

また、自立支援や重症化防止を推進するため、地域ケア会議を月1回開催し、地域の支援者を含めた多職種で事例検討を行い、ボランティア組織体制の整備などを行っているところです。

詳細につきましては、福祉課長より答弁いたします。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 木原議員の御質問にお応えいたします。

1点目の、最近の要介護（要支援）者の認定の状況についてですが、最新の認定者数につきましては町長より答弁がございましたが、要介護者の認定率は、65歳以上の高齢者で見えますと約21%、75歳以上の後期高齢者で見えますと約34%と、3人に1人の割合となっております。これは3年前と比較して大きな変化、増減は、見られない状況となっております。

また、認定件数は、令和2年度が658件、令和3年度が720件となっております。本年の状況は、これまでのところ、昨年度と比較してみますと、やや減少しております。

次に、町内の居宅介護支援専門員の人数に不足はないか、また、新規の相談において介護支援専門員の選定がスムーズにできているのかとの御質問ですが、新規認定者は、昨年度が月15件程度となっております。

本年度は、これまでのところ月約13.5件となっており、新規認定者数についてもあまり変化はない状況となっております。

新規の要介護者につきましては、まずは本人・家族の希望に基づき調整を行いますが、ケアマネの選定が分からないなどの相談があった場合は、地域包括係が介護支援専門員へ連絡・調整を行い、介護支援専門員を決定しているところでございます。

現状としましては、サービスを希望されている方は全て介護支援専門員と契約をされ、サービスを受けられておりますが、町外の事業所の調整に時間を要するケースもございます。

3点目の介護給付費の安定のために重点的に取り組んでいる施策についての御質問ですが、町長から答弁がございましたように、一般介護予防事業としてお茶の間筋トレ教室を菊水地区32、三加和地区25地区で実施しております。そのほかに、地区のリーダー同士が交流を図る、「お茶の間筋トレ教室、全体学習会」を開催し、介護予防の必要性や効果などを共有しております。

また、平成29年度から教室参加者全員に年1回、体力測定を実施し、その体力測定の結果説明会を開催しております。体操を継続している効果や有効性の共有を図り、参加者のモチベーションアップにもつながっていると考えております。

次に、本年度は、要支援認定の主な原因となる骨折や変形性関節症の対策として、膝腰のセルフケアやウォーキングの方法を学習する「膝腰げんき教室」を今月から9回、シリーズで開催しております。

また、自立支援・重症化防止の視点で月1回、地域ケア会議を開催しております。多職種で検討することで、多面的な視点で支援につなげることができ、また個別事例を検討することで地域全体の課題を発見し、政策形成につなげております。ボランティア「なごみのわ」の活動や、見守りネットワーク協定などが成果として上がっております。

次に、保健事業と介護予防の一体的実施による健康づくりとして、お茶の間筋トレ教室で保健予防係の保健師や栄養士による健康講話の実施がなされております。令和3年度は2地区を指定し、高血圧予防や低栄養の講話や、ハイリスク者の個別指導などが行われ、身近な場所での健康づくりが進められております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 65歳以上の高齢者の要介護の認定率は21%、75歳以上の後期高齢者の要介護認定率は約34%、最近の介護認定率は、例年とは変わりはないという状況、ということが分かりました。

ここで、要旨（1）について再質問をします。

新規認定者の年代と、介護になられた原因についてまとめているデータはありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 木原議員の御質問にお答えいたします。

昨年度、新規に認定を受けられた方は182名となっており、年代は平均年齢が約85歳となっております。5歳ごとの集計では、85歳から89歳の方が最も多く、32.4%となっております。ただ、64歳以下の方も4名、割合としましては約2.2%いらっしゃる状況です。

次に、介護が必要になられた原因ですが、原因が複数ある場合もございますので、主なものを1つ集計しましたところ、1位は骨折で31名の17%となっております。次に認知症で28名の15.4%、3位が脳血管疾患で25名の13.7%となっております。

また、74歳以下の原因は、がんや脳血管疾患の割合が高くなっているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 新規認定を受けられた方の平均年齢は85歳という答弁をいただきましたが、このことをどのように評価したらよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 木原議員の御質問にお答えいたします。

新規認定者の平均年齢は約85歳となっておりますけれども、これは平成24年度と比較して、約1.5歳延びております。また、令和2年度のデータで見ますと、県平均が82.5歳、玉名管内では和水町が最も高く、84.3歳となっております。これは健康寿命が延び、介護が必要になる年齢を遅らせていると捉えております。

これまでの介護予防や認知症予防、特定健診、特定保健事業などの取組の成果というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 和水町の昨年度の新規認定者は、平均年齢は玉名管内の市町と比べても高く、介護予防や認知症予防、特定保健指導事業等の取組の成果と考えられるとの答弁をお聞きし、大変うれしく思いました。

このような介護保険が持つ貴重な情報を、どのように活用し、予防に結び付けていますか。

○議長（高木洋一郎君） 質問ですね。

執行部の答弁を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 直接的な原因が骨折や認知症、脳血管疾患となっており、その対策として、福祉課としましては、骨折や認知症対策としてのお茶の間筋トレ教室による体操を実施しております。

また、脳疾患の対策として、食事などの相談、指導を行う老人健康相談を実施しております。

また、町としましては、先ほど御説明いたしました、高齢者と介護予防の一体的な事業や、税務住民課の健康結果に基づいた指導助言を行う特定健診、特定保健予防事業などに活用しておるところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 生活習慣病の重症化予防や、後期高齢者の保健事業、そして介護予防事業を徹底することが、介護保険の安定運営にもつながると思います。

データを分析しながら、各係との効果的な連携と実践で、予防できるところは徹底して予防してほしいと考えます。

また、要支援認定者の主な原因となる骨折や変形性関節症の対策として、本年度から始まっております、膝腰げんき教室の成果にも期待しております。

ここで、要旨（2）について再質問をします。

現状ではサービスを希望されている方は、全ての介護支援専門員と契約されているが、町外の事業所との調整も必要なケースが発生しているとの答弁がございました。

町内の事業所の介護支援専門員の数の確保に関して、町としての考えはありますか。特に和水町社会福祉協議会は、介護支援専門員が1名であることから、今後の状況を大変心配しております。

○議長（高木洋一郎君） 質問は、確保の。

○3番（木原泰代君） 町内の事業所の介護支援専門員の確保に関して、町としてのお考えはありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 木原議員の御質問にお答えします。

介護支援専門員の数、状況につきましては、現在のところ、町外の介護支援員の方も担当になっていただき、サービスを調整しているところでございます。現状は、介護支援専門員が休職により職員が減り、調整に苦慮している状況もございます。

町としましては、今後、社会福祉協議会など、関係機関と協議をしていきたいというふうに考

えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 介護支援専門員は、要介護者や要支援者の相談や、心身の状況に応じたサービスを受けられるようケアプランを作成し、市町村やサービス事業者との連絡調整を行い、自立した日常生活を営むことができるよう支援する人で、介護保険サービスの入り口、支援の要とも言えます。

介護支援専門員の確保と、質を高めるための関わりについて、先ほど社会福祉協議会等、関係機関と協議をしていきたいという御答弁がありましたが、継続的な検討をお願いいたします。

要旨（3）の答弁では、介護給付費の安定のために、様々な事業を展開しておられることが理解できました。効果の検証を行いながら、事業を推進していただくことを希望します。

ここで、当町のサービスを見ますと、施設も多く、通所系のサービスは充実しているようですが、訪問介護が思うように受けられない現状があるように思います。また、当町の訪問介護のマンパワーも少ないように感じます。

介護保険のニーズ調査や、地域課題も踏まえて検討してほしいと考えますが、今後に向けて、町としてのお考えはありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 木原議員の御質問にお答えいたします。

訪問介護、ヘルパーにつきましては、本年度、毎月約150件前後の利用実績となっており、事業所としましては、町内では社会福祉協議会や訪問介護ステーションすずらんなど、5事業所がございしますが、玉名市などほかの市町の事業所さんを利用されている方もいらっしゃる状況でございします。

木原議員の御質問の、当町の訪問介護、ヘルパーに携わるマンパワーも少ないように感じる、介護保険のニーズの調査、地域課題から必要な施策を検討してほしいとの御質問でございますけれども、町外の事業所には、経営面から距離が遠いケースや、費用が安い総合事業での訪問介護の利用を断られるケースもあり、十分とは言えない状況と考えております。

理想としましては、民間事業者が訪問介護事業所を開設、もしくは町内の事業所が職員を増員されることが望ましいと考えておりますけれども、現実には、経営面や人材不足などの課題もあります。

福祉課としましては、今年度を実施予定の介護予防、日常生活圏域ニーズ調査や、来年度策定することとしております、第9期の介護保険事業計画で対象者の見込み数、ニーズなどを算出しながら、介護保険運営協議会などで検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 社会における役割を実直に果たしてこられた高齢者の方々です。介護が必要になったときは、介護保険の理念にのっとり、安心して介護が受けられるようにするためにも、介護保険の適正化を追求し、予防できることは予防し、必要になったときは必要なサービスが安心して使えるよう、重ねて検討していただくことを希望します。

最後に、高齢者の方々が介護が必要になったときに、安心してサービスを受けられる介護保険事業の取組に向けて、町長の決意を伺い、1 項目目の質問とさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 私の思いということで、申し上げます。

長年にわたり、和水町の礎を築き、支えてこられた高齢者の方々が、安心して住み慣れた和水町で生活していただけるように、先ほどの介護支援専門員をはじめ、必要な介護サービスが提供できる環境整備と地域包括ケアシステムの構築に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 次に、2 項目目の質問に入らせていただきます。

和水町子育て世代包括支援センター、和水町子ども家庭総合支援拠点の活動について、質問をいたします。

2022年6月15日、子ども家庭庁設置法とこども基本法が参議院本会議で可決、成立し、来年4月、内閣府に子ども家庭庁が発足します。子供に対する様々な課題に対応する司令塔として、子供真ん中の政策が実現するよう期待しているところです。

さて、町では妊娠期から子育て期にわたるまでの相談窓口となる、和水町子育て世代包括支援センターを令和3年1月に設置し、事業の推進が行われております。設置要綱によるとその業務は、1、妊産婦及び乳幼児の実情の把握に関すること。2、妊娠・出産・育児に関する相談、情報提供及び連絡、調整に関すること。3、支援計画に関すること。4、妊娠期から子育て期にわたる支援のために必要な事項に関すること、と、定められています。

そこで、要旨（1）「和水町子育て世代包括支援センター」の相談状況から、妊娠期から子育て期で支援が必要な状況はないか問う。

要旨（2）「和水町子育て世代包括支援センター」の業務の中に支援計画作成とあるが、支援計画作成の対象、内容、対応について問う。

要旨（3）「和水町子ども家庭総合支援拠点」の業務に、要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援に係る業務とあるが、和水町が把握している要支援児童、要保護児童並びに特定妊婦は何人か、そしてその対応について問う。

1 回目の質問は以上です。

町長におかれましては、簡潔な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） それでは2、和水町子育て世代包括支援センター、和水町子ども家庭総合支援拠点の活動について、要旨（1）和水町子育て世代包括支援センターの相談状況から、妊娠期から子育て期で支援が必要な状況はないか問う、についてお答えします。

和水町子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健・育児に関する様々な不安、悩みなどしに対し、保健師等の専門的な見地から相談等を実施し、子育て世代の切れ目のない支援体制を構築するために令和3年1月に設置し、現在は、保健子ども課内にセンターを設置しており、子育て等に悩まれている方々の相談に対応しています。

相談内容につきましては、コロナ禍での産後うつや、子供の発育等に関する相談が多く、支援が必要な事例も増えています。

その中で、保健師、保育士、栄養士等の専門員が家庭訪問などを行い、各種相談の実情を踏まえ、適切な関係機関や支援を紹介するなど、相談者に対し包括的な支援を提供しているところです。

第2次和水町まちづくり総合計画の中の基本施策である、子育て支援・子育てしやすい環境づくりの点からも、安心して妊娠、出産、子育てができる和水町子育て世代包括支援センターの持つ役割は大きなものとなっています。

今後も、妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた支援やサービスの情報、助言が子育て家族に伝わり理解されるよう、必要な支援体制を利用者目線で整えていく考えです。

次に、要旨（2）和水町子育て世代包括支援センターの業務の中に支援計画作成とあるが、計画の対象、内容、対応について問う、についてお答えします。

支援計画は、妊産婦や乳幼児等の課題や支援ニーズに的確に対応するため、必要に応じて策定するものです。詳細につきましては、保健子ども課長より答弁いたします。

次に、要旨（3）和水町子ども家庭総合支援拠点、この業務の中に要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援があるが、それぞれ何人か、その対応について問う、についてお答えします。

和水町子ども家庭総合支援拠点については、児童福祉法に基づき、町内に居住する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して必要な支援を行うことを目的とし、令和4年4月1日に保健子ども課内に設置されました。

これにより同一の担当課で、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の2つの機能を担うことで、より一体的な支援体制が可能となりました。

和水町子ども家庭総合支援拠点の主な業務に、要支援児童や要保護児童等への支援があります。要保護児童等の人数やその対応、詳細につきましては保健子ども課長より答弁いたします。

以上になります。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員の御質問の要旨（１）和水町子育て世代包括支援センターの相談状況から、妊娠期から子育て期で支援が必要な状況はないかについて問う、の御質問にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁にありましたように、子育て世代包括支援センターでは、専門員が妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談に対応しているところです。相談の内容次第では、子供だけではなく、お母さんや、それから御家族の支援も必要な事例があります。

特に妊娠期は、妊婦さんを取り巻く家庭環境の中で御家族の支援が必要な場合や、それから出産期は産後のうつ、それから母乳の相談などもあります。また、子育て期に至っては子供さんの発育の問題など多岐にわたっていきまして、連携が必要な部署と情報共有を行って必要な支援を行っているところです。

それから要旨（２）和水町子育て世代包括支援センターの業務の中に支援計画作成とあるが、計画作成の対象、内容、対応についての御質問にお答えいたします。

支援計画の対象は、より手厚い支援や継続的な支援、それから関係者の調整などが必要と判断される妊産婦や乳幼児、保護者となっております。

支援計画の内容についてですが、支援者にとって必要なサービスなどの利用スケジュールや、関係機関との協議により必要な支援を整理した内容となっております。また、支援対象者の状況の変化に応じて、その計画も随時、見直しや更新を行っているところです。

次に、対応についての御質問ですが、対応については、その支援計画に添って必要なサポートを行っているところです。事例によっては、児童相談所または学校などの関係機関とケース会議等を開催しておりまして、支援の役割分担を確認して、共有する場合もございます。

要旨（３）和水町子ども家庭総合支援拠点の業務に、要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦などへの支援があるが、要支援児童、要保護児童並びに特定妊婦はそれぞれ何人か、その対応についての御質問にお答えします。

要保護児童とは、児童福祉法に基づいておりまして、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められている児童のことで、現在和水町では、25名いらっしゃいます。

それから要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって、要保護児童に当たらない児童のことで、現在和水町では、6名いらっしゃいます。

本町の要保護児童の要件のほとんどに、要支援児童という定義も該当しているところです。

それから特定妊婦とは、出産後の子供の養育について、出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦さんのことで、現時点では、和水町は該当者はおりません。

その対応についてですが、要保護児童・要支援児童については、和水町子ども家庭総合支援拠点の中で、子ども家庭支援員を中心にして、相談の受付、対応、それから実情の把握のために家庭訪問等を行っております。また、和水町虐待防止連絡協議会設置要綱に基づきまして、各事例に応じて児童相談所・学校など関係機関との個別ケース会議の中で、それぞれの立場でどのような支援が可能であるかを、協議を行っているところです。

特定妊婦については、母子手帳交付時から携わっている保健師や栄養士などが、気になる妊婦さんについて、実情の把握、相談対応や、支援につなげるため関係機関との連絡調整を行っているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 要旨（1）について、妊娠期から子育て期にわたるまでの多岐にわたる相談に対して、包括的に対応しておられる様子が分かりました。

相談を受ける中で、担当者から、和水町にあったらいいなと考えられるサービス等をお聞きしたことはございませんか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの、木原議員の質問にお答えいたします。

町民の皆様から、実際に言った声は聞こえなかったんですが、うちで相談を受ける中で、不登校の子供さんの事例もあります。子供たちが安心して集えるような居場所の提供、それから生活困窮をされている家庭の場合なんですけど、家事サービスなどの必要があるかと考えております。

また今後、相談に応じる中で、そういった個々に応じたサービスが提供できればという考えを持っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 学校へ行けない子供たちの居場所の提供とか、生活困窮の家庭への家事サービス等あればいいなと、個々の相談の中で感じられたということでした。

そのような状況をいろいろな、あらゆる会議等で伝え、今後実現するような、継続的な検討をお願いいたします。

令和3年度の和水町子ども・子育て推進会議の記録を見ましたところ、産後の母乳相談やケアに対する助成があれば助かるという意見があったと、記録がありました。

現在の相談の中でも、乳房のケアの助成に関して相談があったりしますか。また、会議以降、何か乳房ケアに関する助成に関して、検討は進んでいるのでしょうか。

全国の状況を調べたところ、乳房マッサージ等に助成をしている町もあるようです。今後、子育て支援の一環として検討されるのもどうかと思います。質問をいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの、木原議員の質問にお答えいたします。

今、和水町ではおっぱいケアについての助成等は行ってはおりません。

ただ、現在は妊婦さんが出産された医療機関において、相談を受けられている状況であると思

いますが、例えば1か月時の赤ちゃん訪問を保健師等が行った場合に、母乳に対しての相談を受けることがよくあります。お母さん方が安心して子育てをスタートされるためには、このような乳房マッサージなど、専門的な知識を持たれた助産師さんの役割はとても大きいと考えているところです。

今後、相談体制についても検討していく必要を感じているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 御答弁がありましたように、乳房マッサージ等、専門的な知識、技術の相談体制について前向きな、継続的な検討をお願いします。

次に、1点目の再質問ですが、和水町子ども・子育て支援事業計画においても、病後児保育のニーズは高かったと思いますが、現在、病後児保育のニーズと供給体制はマッチしているか伺います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの、木原議員の御質問にお答えいたします。

病児・病後児保育のニーズに関してなんですけれども、現在、あおば保育園内に設置の病児・病後児保育室そら、それから県北病院の敷地内に設置してあります、ひだまりキッズというところで、今、実施をしているところです。

令和3年度に関しては、利用者が88名ほどいらっしゃったかと思います。今のところなんですけれども、希望者全員が利用できるような体制となっています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 病児・病後児保育の希望者全員が利用できる体制となっているということをお聞きし、安心しました。今後、その体制が継続できるよう、引き続き、体制整備をお願いいたします。

もう1点質問します。

産後のうつへの対応は、お産をされた病院でも強化され、必要に応じ町と連携して対応されていると思います。

町ではこころの相談事業も定期的で開催され、産後の心の健康に支援が必要な人には、臨床心理士の相談も行われていると思いますが、充足はしておりますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの、木原議員の質問にお答えいたします。

産後うつの対象者に関しましては、産院と情報連携を行いまして、保健師などが訪問を行って

相談に当たっているところです。その中で必要がある方に関しては、今、お話がありました臨床心理士などの紹介も行っているところです。

現時点におきましては、産後のうつの方が誰もが相談できるような体制になってはおります。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 和水町子育て世代包括支援センターは新しい事業で、その事業の構築はまだまだ大変だと思います。一步一步体制を整え、子供を真ん中に、御家族の支援も含めた体制づくりをお願いいたします。

要旨（２）、（３）の項目につきましては、対象者や業務内容が理解できました。

対象者の個々の特性に合わせた計画と、支援をお願いします。

母子保健事業、子育て世代包括支援センター事業、子ども家庭総合支援拠点事業が、それぞれの目的を果たし、そして連携し、業務を推進されることを期待します。

また、これから事業展開される子ども家庭庁の動きに対応すべく、保健子ども課内のマンパワーもしっかり確保し、事業を推進されることを期待します。

最後に、本町の基本施策である子育て支援、子育てしやすい環境づくりに対して、町長の決意を伺い、２項目目の質問の終わりいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

私の政策にも、子育て支援、教育環境の充実としまして、子育て世代を支えるとともに、未来を担う子供たちがこの町で夢を持ち、実現に向けて力をつけられる環境づくりを掲げています。

未来を担う子供たちが安心して育つ環境づくりは町の基本施策であり、取り組むべき重要な課題であります。子育て支援、子育てしやすい環境づくりの実現に向けて、子育て支援制度の拡充はもとより、保護者、家庭の支援も見据え、子供たちが心身共に健康でたくましく育つ、そして成長できるような子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） ありがとうございました。

次に、３項目目、和水町の学校及び公共施設での生理用品設置の取組状況について質問いたします。

長引く新型コロナ感染症禍で、生理の貧困についての問題が顕在化し、公共施設や学校での無償配布も広がっております。８月１５日の共同通信では、イギリス北部スコットランドで、ナプキンなどの生理用品を必要とする全ての人が、無償で得られる権利を保護する法律が施行されたとの報道がありました。自治体や教育機関に生理用品の無償提供を義務付けるもので、法制化は世

界で初めてというものでした。

熊本県下の状況を見ますと、多くの議会の一般質問でも取り上げられ、熊本市の小・中・高校をはじめ、公共施設の生理用品の設置が少しずつ広がっている状況があります。

私はこの4月から、県内の女性地方議員でつくる超党派の熊本女性議員の会に所属しておりますが、会ではこの9月1日、代表4名が、熊本県教育委員会を訪れ、白石教育長宛に熊本県の小・中・高校の女子トイレ個室に生理用品を設置するよう、要望書を提出いたしました。

要望書の内容は、女性の生理は健康上の課題として今後も続くことであり、経済的な支援のみならず、思春期や成長期にある児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、生理に対する負担軽減のための環境整備は急務である。熊本県教育委員会において、全ての児童・生徒が安心して学び、健やかに成長していけるよう、（１）小・中・高校の女子トイレ個室に生理用品を設置すること、また、そのために必要な予算の確保・拡充を図ること。（２）養護教諭との連携、情報交換を行い、児童・生徒の実態を把握すること。その際、一部の教諭への負担にならないよう配慮すること。というものです。

その席上、白石教育長は、県立の学校の女子トイレに生理用品を設置する方針を明らかにされ、県が率先して取り組み、各教育委員会にも周知すると明言されたとの報告を受けております。今後、具体的な運用方法が公表されとのことでした。

当町の取組につきましては、6月の定例議会で10番議員、笹淵議員の一般質問に答える形で教育長の答弁があり、現在、町内の小・中学校では保健室に生理用品を配備している。中にはトイレにお助けボックスとして生理用品を常備し、誰もが自由に使用できる学校がある。今後、校長会を通して検討していく、という内容でした。

6月議会から3か月経過しておりますが、再度、現在の和水町の学校、公共施設での取組状況について、教育長、町長にお尋ねいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えいたします。

3番、和水町の学校及び公共施設での生理用品設置の取組状況について、要旨（１）長引く新型コロナウイルス感染症禍で生理の貧困についての問題が顕在化し、全国の自治体の取組が強化されているが、和水町の学校・公共施設での生理用品設置の取組状況について問う、についてお答えします。

本町においても、長引くコロナ禍の中、経済的に困窮し、生理用品の購入もままならない生理の貧困が社会問題となっていることに、危機感を感じております。生理の貧困は、当事者が声を上げづらいということもありますが、女性の尊厳に関わる重要な課題でございます。

本町の公共施設での生理用品設置につきましては、前向きに取組を進めてまいりたいと考えております。また、学校現場の取組につきましては、教育長より答弁いたします。

以上になります。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の、学校での生理用品設置の取組状況についてお答えします。

前回の6月議会後、校長会では、既にトイレにお助けボックスとして使い捨ての下着や生理用品を常備し、誰もが自由に使用できるようにしている学校の紹介を行い、教頭会では、実際にトイレに生理用品を設置している学校の状況を見ていただき、各校で検討をしていただきました。

現在、1校は高学年が使用するトイレに生理用品を設置するために、準備をされているところ です。残る2校につきましては、学校の課題でもある伝える力や表現する力をつけるために、保健室で常備し、先生と子供たちでやり取りを行っているところです。衛生面や管理面で危惧されている学校もありますので、他市町の取組状況等を情報収集し、情報提供を行っていく予定です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） ありがとうございます。

町長からは、前向きに取り組んでいきたい、教育長からは、もう6月議会からは既に校長会、教頭会で検討を進められているというふうなことをお聞きし、安心しました。

生理の貧困は、新型コロナ禍で注目は集まりましたが、経済的支援のみならず、やっぱり女性の健康の課題として、取組は必要ではないかなと思います。

今後、県の教育委員会とかからも方向性が、お示しがあるかもしれませんが、今後、取組が進むことを期待しております。生理用品も、トイレットペーパーと同じ感覚で、取組が進むことを希望しております。

ただ、学校においては一部の先生の負担にならないよう配慮していただくことをお願いして、3項目目の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） もう、全ての質問は終わりましたか。

○3番（木原泰代君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、木原議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時09分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、齊木議員の発言を許します。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは）

令和4年9月6日火曜日14時10分、6番議員 齊木幸男の一般質問を始めます。本日最後の一般質問です。

傍聴されている皆様、テレビモニターで傍聴されている皆様、お忙しい中、ありがとうございます。また、後日会議録をお読みになる方は、どうか最後のページまでお読みください。

私は、和水町議会に皆様の声をお届けします。

今回の一般質問では、今、まさにコロナ禍の中子育てをしていらっしゃる保護者の皆様の声を、議会の場にお届けします。そして、その声が和水町のまちづくりに生かされるよう、質問、提言します。

私の2期目のスローガンは、子育てするなら和水町です。まず、県北地域で子育てをするなら和水町と言われる町にしようです。

では、会議規則の規定により、通告した4件の一般質問をさせていただきます。

質問事項1、スクールバスの運行について。

質問の要旨（1）小学校のスクールバス運営委員会で説明されたバス通学基準の変更について問う。

要旨（2）スクールバスに乗車できる通学距離が変更された場合、どのような影響が発生するのか問う。

要旨（3）町長は公約で子育て支援・教育環境の充実を出しているが、現在のスクールバス運行については、どのように捉えているのか。また、今後どのようにしていく考えであるか問う。

後は、質問席にて質問させていただきます。

執行部におかれましては、持ち時間内に終わるよう、簡潔明瞭に御回答ください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 1番、スクールバスの運行について、要旨（1）小学校のスクールバス運営委員会で説明されたバス通学基準の変更内容について問う、についてお答えします。

スクールバス運営委員会では、スクールバスの運行に関し、運行上の適正化や安全に関する問題について審議されていると認識しております。運営委員会での説明内容等につきましては、後ほど、学校教育課長より答弁いたします。

次に、要旨（2）スクールバスに乗車できる通学距離が変更された場合、どのような影響が発生するのか問う、についてお答えします。

こちらも、通学距離を変更された場合の影響等につきましても、学校教育課長より答弁いたします。

次に、要旨（3）町長は公約で子育て支援・教育環境の充実を出しているが、現在のスクールバスの運行については、どのように捉えているのか。また、今後どのようにしていく考えか問う、についてお答えします。

現在のスクールバスの運行につきましては、児童の安全・安心の確保が最優先であると考えています。そのためには、地域による子供の見守り、登下校時の送迎などの様々な安心・安全確保

策と組み合わせた施策が、今後必要になると考えています。また、スクールバスを運行する際に必要な運営費の確保、これも大きな課題であると考えております。

以上になります。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 齊木議員の質問にお答えいたします。

まず、スクールバス運営委員会での審議されたことにつきまして、お答えいたします。

先ほど、町長が答弁されましたように、児童の乗車する時間やルートの運行上につきまして協議いたしております。またバス停の場所や安全面では何か問題はないかということについての審議がされております。

議員お尋ねのバス通学基準の変更についてでございますけれども、特に、次年度に基準が改めて変わるものではございません。菊水区域においては現在、道路改良工事が実施されております町道・江田高野線が令和5年度に開通することにより、ルートの見直しが必要になってまいります。それについての説明をしております。

町道・江田高野線が開通いたしますと、江田交差点を通らずに通学することが可能になり、通学時間が短縮されることになります。そのために、東コースと南コースのルートの変更が必要となるということで、説明を行っております。また併せてバス通学となる通学距離の見直しを考えたらいかがかということでの、説明をしたところでございます。

続きまして、要旨（２）のスクールバスに乗車できる通学距離が変更された場合、どのような影響が発生するかというお尋ねでございますけれど、こちらについてお答えいたします。

通学距離につきましては、国の公立小中学校の適正規模・適正配置に関する手引きに、徒歩での小学校への通学距離４キロ以内という基準が妥当であるということが記されております。スクールバスを利用するに当たっては、お隣の山鹿市で４キロ以上、玉名市で原則４キロ以上、おおむね３キロで許可されております、また菊池市でも４キロ以上ということが利用可能とということとで決められております。

現在、和水町のスクールバスの乗車に当たりましては、通学距離おおむね２キロ以上での利用が可能ということにしておりますが、国の示す基準と隣接する自治体の利用可能な条件からいたしますと、今後の、検討することが必要ではないかということでの考えを持っております。

スクールバスでは、乗車できる通学距離が変更された場合でございますけれども、例えば現在の２キロが、３キロまたは４キロ以上とすれば、当然のことながら徒歩児童が増えてまいります。そのためには、学校では登校班の編成や通学路の選定、また安全・安心の距離の観点からしますと、登下校時の、地域での見守り等の協力が必要であると考えております。しかしながら、このことにより、朝の挨拶から始まる地域住民とのコミュニケーション、そしてまた季節により変化する自然体験・環境学習がより身近なものとなり、豊かな人間性、健康・体力の向上によりよい影響を与えるものと考えるところでございます。

それから３点目の、スクールバスの運行について、今後どのようにしていくかというお尋ねでございますけれど、先ほど町長の御答弁にありましたように、安全・安心の確保、そしてまた、

スクールバスを運行する際の財源の確保、これらが大きな課題となってまいりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

今の答弁を聞きまして、要旨（１）の再質問をさせていただきます。

特に決まったということではなかったようにお答えがあったようです。江田高野線が令和５年に開通するというので、ルート変更を見直す案を説明した、または通学距離の見直しを考えたらと提案したという回答であったと聞こえました。

しかし、保護者の皆様は、来年度からバス通学ができる通学距離が変わることになった、今年では乗れても、来年からは乗れなくなると理解をされているようです。そして、その話は、バスに乗れなくなる地域の保護者や区民には伝わり、衝撃が広がっています。それは皆さん、驚いていらっしゃるようです。

そのために、私は今回、一般質問にスクールバスの運行を急遽取り上げております。

今回、新しく石原町長と米田教育長が就任され、その手腕で子供たちの通学の安全環境はますます改善されていくと、安心、期待をしていらっしゃる町民の方が多かったから、余計反響は大きいと思います。今までスクールバスに乗れなかった子供や、乗りたいと希望している子供たちを新たにさせましょうと改善する提案ではなくて、スクールバスに乗れていた子供をさせなくするなど、子供の通学環境を改悪する施策に方針をいつ変えたのか、私のところにお話しに来られた保護者の方や区民の方は、大変多くいらっしゃいました。

では、再質問です。

今回、通学距離の見直し案を説明しただけで、現在２キロから乗車できる子供が乗車できなくなると決まったと伝えていないわけですが、保護者の方は決定したと誤認識して、その反響が広がっています。そのことを、執行部は把握されているか、認識されているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） ２キロから４キロに変わるということで説明はしておりません。また、そういった認識もございません。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

要旨（２）の再質問に移ります。

要旨（２）の答弁では、乗車できなくなる子供が増えるという回答であったと感じました。

私は2キロから乗車できる和水町の環境は、他の地域より先に進んでいる、先進性のある素晴らしい施策と感じておりました。わざわざ今さら、乗車距離を延ばして、乗れなくなる子供を増やす必要はないと考えております。

世界中で、また、日本の自治体で、子供を大切にしない町の未来はないとのスローガンを掲げて政策を執り行われています。全国で出生率が高く、人口も維持増加している自治体は、子供を大切に行政運営、施策をされているようです。

昨日の熊日新聞によると、1月から6月の上半期に生まれた赤ちゃんは延べ2万87人減で、このままのペースで推移すれば、1年間の出生数が80万人を下回り、国の想定を上回るペースで少子化が進行すると報道されています。

しかし、和水町の出生数は、私が調べたところでは、平成29年は65人、多いですね、30年は45人、減りました、令和元年は39人、ここが一番低いですが、しかし令和2年は50人、令和3年度は47人、そして今年、令和4年度は今のところ45人を見込むとなっております。どうにか、下げ止まっているようです。これはコロナ禍であることを考えれば、大変よい数字ではないかと思えます。

和水町では、学校から距離が遠くても子供を産み、育てていけるよい環境が整っているからじゃないかと、私は推察します。

さて、乗車できなくなる子供が増えることで、私が考える影響は、交通安全の安全確保がさらに必要になる、新しい見守り活動が必要になるということです。

スクールバスの運営会の後、早速、歩行通学に変わる可能性がある日平区の方は、歩道やスクールゾーンが整備されていない等の交通安全の課題があるため、7月11日付で、日平区長名で、通学路の安全改善の要望書を町に出されています。また、ある保護者の方は、仕事を休んで見守り活動をしなくてはならなくなる、最悪の場合は、子供の送迎のために仕事を辞める必要が出てくると言われて、心配されている保護者の方もいらっしゃいます。

健康面では、現在の異常気象が加速する中、暑い時期や寒い時期、雨の中風の中、徒歩で登校しなければなりません。もちろん、小さい1年生も負担は増えますが、高学年でも登下校で水筒が空になるほど水を飲むそうです。今の時期は大変蒸し暑く、大変ということです。

勉強面でも、1時間かけて徒歩通学する子供と、短時間で通学できる子供の、学習環境の格差が出るのではないのでしょうか。私も保護者の方も、答弁にありました体力向上等のプラス面より、交通安全や学習環境の格差の増大、マイナス面が多いように感じています。保護者の方は通学で体力向上するより、安全で事故や事件が起きないような環境で通学させてほしいと要望されています。

改めて、質問させていただきます。

乗車距離を変更後の影響を考えるなら、交通安全の環境や対策、保護者の仕事や生活、そして学習環境の格差など、もっと多くの検証項目を考えて乗車距離の変更を話し合う必要があると思いますが、執行部はいかがお考えになられているか、お伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 先ほど答弁いたしましたように、来年度から変わるというものではございません。通学路点検も実施いたしておりますように、各団体ほか、警察もはじめまして、いろいろと安全確保のための手段を講じております。ですから、その環境が整うというのと併せまして、通学の距離の変更を見直したらということで、御提案申し上げておるところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 執行部の誠実なお答えをいただきまして、大変、理解するところではありますが、改めて町長には申し上げますが、乗車距離の変更なしで、今までのとおりスクールバスを運行するのがいいんじゃないかと、私は思っております。

要旨（3）の再質問に移ります。

しかし、スクールバスの運行で、年間約4,500万円の運行費が必要です。ここが一番のネックではないでしょうか。今回の、いろいろな話が始まったポイントではないかと思います。

再質問です。しかし、スクールバスを廃止して、全員徒歩通学にすることは不可能です。乗車距離を2キロ、3キロそして4キロに延ばしても、スクールバスを運行する以上、運行経費は発生します。ここの経費削減のところ、話し合うならここもしっかり検証、検討していただきたいと考えますが、執行部はどういうふうに思われますか。

短くなったときの経費と、今までの経費の対比をしっかりとってくださいということです。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 経費面のお話でございますけれども、ルートがまず、菊水区域では1つ減ります。そしてまた、東コースと南コース、こちらを合わせたような形になりますので、それからいたしますと大体500から600万、今の契約しておる基準というか、単価で見ますと、それぐらい削減になります。また、三加和地区のほうのバスの運行状況、これも条件を同じように考えますと、150万ほど安くなろうかと試算しております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） しっかり検証はあっているようです。

再質問させていただきます。

その、幾らかの費用を節約したばかりに、乗れなくなった子供からもし事故が発生したらどうするつもりですか。または、見守り活動のために保護者の方が仕事ができなくなったら、これは大変なことではないかと思います。家庭や保護者の方に影響が起きたら、町の経済にもマイナスです。子供の人生が左右されるかもしれません。

そこで、私は今までの質問を踏まえまして、2つの提言をさせていただきます。

町長にはお考えいただきたいと思います。

1つは、保護者の方が言われました、現在の乗車距離を維持するために、利用料金を支払ってもよいという案でございます。検討していただけないでしょうか。

もう1つの案は、地域公共交通、コミュニティバスと複合運用する案です。町民の交通弱者や、買物や病院行きの不便解消のために、地域交通コミュニティバスが町長の公約にもあります。そこで、スクールバスの運行を単独で考えるのではなく、地域公共交通、コミュニティバスの中に含むという案でございます。例えば、朝はスクールバス、終わったらコミュニティバス、そして夕方はまたスクールバスになるとか、また別には、あいのりくん、スクールバス、町立病院のケアバスも含めて複合的に運用して、この運営費を有効活用するという案を、2つ提言させていただきますが、町長には御検討いただけるかどうか、お伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

スクールバスの距離についてですけれども、国で定める基準が4キロとなっておりますので、教育委員会のほうでも、現在の2キロから延ばせないかということで検討しているところだと思っております。

もし変更する場合におきましても、もちろんスクールバス運営委員会での協議はもとより、保護者の皆様の御理解を得た上での方針の策定になると思います。

次に、利用料金についてですが、他団体においてはそういった事例もあるというふうには伺っております。ただ、個別に料金を取ることにになりますので、この辺については慎重に対応する必要があると考えております。

次に、コミュニティバスとの併用でございます。こちらについても、和水町の公共交通網計画のほうで制度設計する必要がございます。まず、スクールバスとコミュニティバスが併用可能かどうかということから、まずは調査していく必要があると考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

町長に改めて、子供の命、人生がかかっていることですから、しっかりと検討し、皆さんの優れたアイデアでこの課題を解決していただきたいと思います。

今年の8月の夏休みの期間中、熊日新聞の1面の宝箱の欄は、菊水小学校の生徒のメッセージ、ポエムが掲載されました。もちろん、御存じだと思います。その言葉に触れるたびに私は感動し、朝からすがすがしい気持ちになりました。

改めて、我が町の大切な子供たちを交通事故から守る、命に関わるような様々な事故には遭わせない、絶対に遭わせない、そういう心意気で仕事に取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わり、次に移ります。

質問事項２、町有地について。

質問の要旨（１）消防菊水分署の上の町有地の宅地造成についてはどのように考え、具体的にどのような対策を取っていくのか問う。

（２）旧南小学校プール跡地のような活用ができていない町有地についてどのように考え、取り組んでいくか問う。

（３）不活用の町有地を町の発展のために売却することを町長はどのように考えているか問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

２番、町有地について、要旨（１）消防菊水分署の上の町有地の宅地造成についてどのように考え、具体的にどのような対策を取っていくのか問う、についてお答えします。

消防菊水分署東側の町有地につきましては、平成25年から26年にかけて宅地造成が計画され、用地取得、測量設計業務、地質調査業務までが完了しておりますが、多額の事業費が必要となること、排水処理の問題などから計画が頓挫している状況でございます。

当該の町有地につきましては、現段階において今後の具体的な計画等はできておりませんが、活用方策について、検討を行う必要があると考えています。

要旨（２）旧南小学校のプール跡地のような活用ができていない町有地についてどのように考え、取り組んでいくか問う、についてお答えします。

旧南小プール跡地については、藤田さくらタウンの造成事業の際に、収入見込み、支出見込み等の資料を作成し、検討を行いました。費用対効果や敷地の北側、西側に道路があり、また、面積が狭く、最大でも３区画の造成しかできないなどの理由によりまして、活用できていない状況です。

藤田さくらタウンの造成事業でも、最重要課題として議論を重ねた、費用対効果等から判断すると、造成事業としては課題も多く、現状のままで、条件付きでの売却等も含めて検討してまいりたいと考えております。

要旨（３）不活用の町有地を町の発展のために売却することを町長はどのように考えているか問う、についてお答えします。

午前中の秋丸議員の御質問にお答えしましたように、和水町公共施設等総合管理計画、並びに和水町公共施設個別施設計画を推進し、公共施設等の適材配置の見直しと集約により、今後、公共施設等の統廃合などで、公の目的を喪失した土地や建物が増加することが予想されます。

このような遊休財産については、限られた人員、予算で最大の効果を生み出すため、また、財政の健全化観点からも、売却、貸付けを含め総合的に活用を検討していき、不要な支出を生む負債ではなく、利益を生み出す資産として考えていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 町長からは、分かりやすく明瞭にお答えをいただきました。

今回は、急遽スクールバスの質問を入れたばかりに増えておりますので、口が早くなって申し訳ございません。

では、要旨（１）から再質問させていただきます。

家は造りたいけれど、土地や場所がない。本当によく聞きます。宅地造成は町がやるか、民間に委託するのか、すぐやるべき課題であると前々から申し上げております。

コロナ禍であっても世の中は動いています。その中でもビッグニュースは、熊本県で世界最大の半導体メーカー、台湾のTSMCがソニーと共同開発で、菊陽町に新しい工場を建設中です。令和５年９月完成予定で、投資額は１兆円、新規雇用は１,７００人、まさに国家プロジェクトです。

要旨（１）の再質問でございます。この前原の町有地に宅地を造成すれば、必ず需要はあると私は考えております。前原のこの宅地造成には、この事業、既に町のお金が入っております。設計料で１,１５５万円、地質調査で２７０万円の財源がもう投入されております。そして何より、地権者との約束もあるようです。

前町長のときに同じ質問をした際には、藤田さくらタウン完売後、費用対効果を検証し、次の造成を考えると答弁されましたが、石原町長は、私は藤田さくらタウン完売後、費用対効果を検証した後、速やかにいつからやるのか、明確に明らかにするべきじゃないかと私は思いますが、いかがお考えか、お尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

菊水分署東側の土地につきましては、形状を御存じかと思いますが、谷がございまして、かなりの造成費用がかかるということが分かっております。

私の方針としましては、宅地造成につきましては民間の活力を最大限に活用したいと考えております。よって、消防菊水分署東側の土地につきましては、違う形での利用をこれから検討してまいりたいというふうに考えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 今、答弁で町長からまた別の方法を考えるという、力強い答弁がありましたので、期待いたします。

では、要旨（２）の再質問に移ります。

この旧南小プール跡地、令和２年度にのり面の復旧工事があり、３０万円の財源が必要でした。

このように、不活用の資産をいつまでも持っている、維持管理費が増えたり、また、職員の仕事が増えたり、いろいろ町にとっては負担が大きいと思います。

この不活用の、仮に旧南小学校跡地ののり面３０万円かかった、令和２年ですが、町長はもった

いないとは思われないかどうか、ちょっと聞きたいんですが。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

災害復旧に要する経費でございますので、当然、必要経費だと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

町長のおっしゃるのはもう当たり前のことです。

私は、町民の方から言われた言葉をお伝えするために、ちょっと乱暴ですが、そのような言葉を使わせていただきました。

要旨（3）の再質問に移ります。

和水町まちづくり総合計画、そして公共施設等総合管理計画には、町の不活用の土地や施設は、再活用や売却を検討するとあります。その計画どおり、再活用や売却を検討し、進めるべきではないでしょうか。新しい、石原新町長が誕生されたわけですから、力強く、この計画どおり進めていただきたいと思います。私は思いますが、町長のどういう考えか、再度お聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

不活用の町有地につきましては、和水町公共施設等総合管理計画にございますように、廃止となっている用地につきましては、今後、売却または貸付け等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） やはり、石原新町長からは力強いお言葉が出てきますので、安心します。

しっかりと、仕事を進めてください。やはり速やかに町の責任として、所定の手続き、委員会等がありましたら委員会にも諮っていただいて、確実に、着実に進めていただきたいと要望し、次の質問に移ります。

質問事項3、道路整備と交通安全対策について。

要旨（1）日平区を通る、町道牧野小田線の交通安全対策の進展状況を問う。

（2）用木区・前野区・榎原区を通る県道と仁菊水線、通称「七曲がり」の災害復旧状況と県への道路整備の依頼状況を問う。

（3）江田四つ角交差点の改良完成時期を問う。

（4）鶯原区の道路の側溝有蓋化の工事進展状況を問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 3番、道路整備等交通安全対策についてお答えします。

要旨（1）日平区を通る、町道牧野小田線の交通安全対策の進展状況を問う、についてお答えします。

令和2年度に落石防護柵設置及び通学路外側線の引き直しを行っております。また、今年度は、交通安全プログラムによる通学路対策としまして、歩道の設置・拡幅の詳細設計を現在行っているところです。

次に、要旨の（2）用木区・前野区・榎原区を通る県道和仁菊水線、通称「七曲がり」の災害復旧状況と県への道路整備の依頼状況を問う、についてお答えします。

県道和仁菊水線の用木地区で発生いたしました2箇所の災害復旧工事は、令和3年8月末に完了しております。また、道路整備の依頼状況ですが、8月22日に議会で進めて頂いております、和水町道路整備推進委員会が開催され、県当局へ要望書が提出されました。

今後も議会や近隣市町の皆様と、結んでいる県道整備期成会と一緒に頑張って整備要望に取り組んでまいります。

次に、要旨の（3）江田交差点の改良完成時期を問う、についてお答えします。

現在も用地買収、家屋移転が進められていますが、用地買収が完了していない状況とお聞きしております。来年度に用地買収予算を確保して、引き続き交渉を進めていくとのことです。

したがって、完成時期については未定であります。町としましても、早期に完了できるよう、協力してまいります。

次に、要旨の（4）鶯原区の道路の側溝有蓋化の工事進展状況を問う、についてお答えします。

江光寺瀬川線の鶯原区、約1キロの道路側溝整備としまして、今年度、予算化をしております。年度末までに道路側溝有蓋化を完了できるよう、進めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） それでは、要旨（1）から再質問をさせていただきます。

質問事項の1でさせていただいたとおり、スクールバスの運行についての質問の中にも言いましたが、2か月前に、令和4年7月11日付で歩行通学に変わる可能性がある日平区の方は、町道に歩道が整備されていないと、交通安全の課題があるために、日平区長名で通学路の改善要望書を町に出されています。

町長もちろんお感じになられているとは思いますが、町道牧野小田線は、通学路として、また、路線住民の交通事故防止のために、安全対策はすぐやるべき課題ではないかと思っております。

それゆえ、日平区民からは道路の速度制限をかけてほしい、中央線を追越し禁止の黄色い線に変更してもらいたい等の要望が、毎年出ていると思います。そして区民の方は、それができない

ならできないで、理由も区長や保護者にちゃんと説明してもらいたいと要望されています。日平区民の方は、地域を挙げて交通安全対策に自分たちでできる範囲で、町に協力すると言われてます。

再質問させていただきます。

町道牧野小田線の交通安全対策の進行状況を、地域へ説明することを再質問させていただきます。まずは区長とはコミュニケーションを密にして、連絡を怠らないようにしていただきたいと考えております。区長には現状報告を怠ることがないようにしていただきたい、情報開示の範囲内で、速やかに区長には連絡をしていただきたいと考えておりますが、執行部におかれまして、そうしていただけるかどうか、お伺いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど町長からの答弁がありましたように、今、詳細設計、これは歩道の設置事業の詳細設計を行っているところです。その歩道の設計が完了しまして、住民説明会、まず区長さんに現状をお話しして、その後に了承を得られたら、地区の説明会という形で予定をしているところです。

一応、設計が、10月31日に完了する予定です。その後に、こちらのほうで把握して、後で御説明をするというふうに予定をしているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） この議会の場でこのことを言うのは、役場の皆様は本当によく、町民の方とのコミュニケーションを取っていらっしゃると思いますが、その代表である区長様が、あまり情報が聞けないと、何回も何回も言われまして、ついこの前も言われまして、そして改めて情報開示ができる範囲で、密接に、区長さんに要る場合は情報を提供してくださいという意味で話しております。

ぜひ、今も一生懸命されていると思いますが、さらに区長さんとのコミュニケーションは密にしていきたいと要望し、次に移ります。

要旨（２）、（３）の再質問ですが、この質問は歴代の町議の方も、何回も何回も、もう何年もされていらっしゃいます。道路周辺には町民の大切な財産もありますし、重要な道路ですから県道にもなっているし、町道にも指定されていると思います。

私も、直近の令和３年12月議会でもお聞きしました。

今の御回答で最新の状況が確認できましたので、再質問はせずに、さらなる改善の対応を要望し、次に移ります。

要旨（４）の再質問をさせていただきます。鶯原区の道路でございます。

この有蓋化の工事は、大分前から行われていますが、なかなか完成まで至っておらないようです。樹木も覆いかかっております。この鶯原区の道路ですが、中原、北原、鶯原の町道、県道の

災害時には迂回路になっていると思います。実際、江田の四つ角が交通規制にかかった際には、鶯原区の道路は通行が増えるとおっしゃっています。

私は災害の迂回道路になっているのではないかと考えております。

改めて再質問ですが、執行部はこの鶯原区の道路、災害時の迂回道路になるという認識というか、確認というか、そういうことは思っていらっしゃるかどうかお伺いします。

江田四つ角とか、ああいう、冠水がしたときに車が迂回しますよね。

○議長（高木洋一郎君） 迂回路としての件ですね。

○6番（齊木幸男君） そう思っているかどうかで。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 江田四つ角等の代替道路、災害等に代わりの道路として使われるのかという御質問だと思いますけれども、全てにおいて道路はつながっておりますので、どこかが災害復旧で通れなくなった場合とかは、そういったところは代替道路として考えているところです。

そのためにも、この該当の江光寺瀬川線の鶯原区、今年度も予算化しております。一応、今年度で完了したいというふうに考えております。今までちょっと、令和2年と令和3年度災害復旧工事で、なかなか維持のほうの工事ができませんでしたが、大体、災害復旧工事も12月で令和2年と3年度の工事は終わる予定になっております。

今年度も災害が発生しましたが、年度内にはこの有蓋化の工事が完了できるように、頑張っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

そうですね、道は全部つながっています。しかし今、言ったとおり、私は迂回路になっていると思います。しかし今、答弁がありましたとおり、今年度で完成の見通しだということで、本当に区民の方は喜ばれると思います。

それでは質問事項4に移ります。

町長の公約について。

要旨（1）公約には町民と町長との座談会等の開催、また、小まめな情報発信を行うとあるが、具体的にどのようなアクションを起こしていくのか問う。

（2）観光資源の磨き上げで観光客増加を図るとあるが、菊水ロマン館の温泉は休業になり、再開の見通しは立っていない。町民の皆様からは菊水地区にも温泉が必要と声を聞いている。投資額1兆円のTSMC新工場は来年の令和5年9月完成予定。今後も熊本への経済投資や観光客は見込める。和水町の発展のため、新しい天然温泉を菊水地区に開発するなど、積極的な観光への投資についてはどのように考えるか問う。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

4、町長の公約について、要旨（1）公約には町民と町長との座談会等の開催、また、小まめな情報発信を行うとあるが、具体的にどのようなアクションを起こしていくのかを問う、についてお答えします。

選挙において政策として掲げておりました、女性、若者、移住者など多様な層が参加しやすいテーマごとの座談会を充実させ、その声を生かすまちづくりを進めるため、町民と町長の、座談会の開催の実現に向けて現在調整中であります。新型コロナの感染状況等を踏まえて、できるだけ早く、実現できるよう進めてまいります。

手法としましては、例えば、中学校の部活動の地域移行の課題などテーマを設けまして、そのテーマに向けて参加者を募り、御意見をいただくような座談会を検討しています。

また、小まめな情報発信につきましては、広報紙や町ホームページによりお知らせするほかに、令和4年度から和水町公式LINEを運用して、町の様々な内容の情報発信を行っております。

LINEアプリを御利用の方は、手軽に町からの情報発信を確認することができますので、お友達登録していただくと非常に便利なツールとなります。今後、利用者数が伸びるように和水町公式LINEの周知にも力を入れてまいります。

8月末現在の公式LINEの登録者数は、2,520人と順調に伸びており、併せてInstagramやフェイスブックなど、SNSの町公式アカウントの開設を検討している状況です。

次に、要旨（2）和水町の発展のために、新しい天然温泉を菊水地区に開発するなど積極的な観光への投資についてどのように考えるか問う、についてお答えします。

菊陽町に建設中のTSMC熊本工場の進出は、議員御推察のとおり、熊本県の経済、観光に大きな影響を与えるものと期待しております。和水町においても観光客、交流人口の増加が見込まれます。今後、観光資源の磨き上げを積極的に進めていきたいと考えています。

また、天然温泉を菊水地区に開発することについては、町の一大事業となります。良質の温泉が湧くという実現の可能性があれば検討の余地もございますが、現在のところ天然温泉の開発等は考えておりません。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 町長から答弁をいただきました。

やっぱりさすがに、本当に若くて元気があるので、分かりやすく、傍聴されている方にも本当に分かりやすい答弁だったと思います。

では改めて、再質問をさせていただきます。要旨の（1）のほうからです。

本当に町長の仕事は重責だと思います。町民の直接選挙で選ばれ、すぐに町民の幸せが向上す

るような施策を行うことができる町長の仕事は、重要な仕事です。それゆえ、町長と話したがつている町民は多いのです。

そこで、まずは地域の代表である区長とは、これまで以上に十分に、話ができる場を設ける必要があると私は考えます。これを言うのは、区長さんが町長としっかり話したことがないと、これも至るところで聞きます。

それはもちろん、今はコロナ禍でこういう状況ですから、それは無理かもしれませんが、今お答えがあったのもそうですが、まずは区長さんと、全ての区長さん、代表区長でもいいですが、しっかり話を始める、そこをちょっとやってもらいたいというふうに思いましたので、再質問させていただきました。どうでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

御指摘のとおり、コロナ禍という状況もあり、各区長様と親密にお話しする機会が、今までできておりません。人数の制限はあるかと思いますが、5人から10人程度の皆様でお声がけいただければ、お伺いしてお話させていただきたいというふうに考えております。

また、これについても総務課のほうを通じて、区長様のほうに声かけできればと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 本当、町長からは率直な答弁をいただいております。

再質問させていただきます。

先ほどの古墳祭の中止は、本当、残念なことでした。

今回の、古墳祭の中止の連絡を、町長が自ら防災無線で説明されました。本当によかったという声をたくさん聞きました。高齢者の方も、声をはっきり通って分かりやすい、町長の気持ちがよく分かったとか、本当に、これも至るところから聞きました。

前高巣町長に、最後の3月議会で私が一般質問させていただいて、このような内容でちょっと聞いたんですが、前町長は、4年間はあつという間だった。土日もない日々だった。仕事は町民から評価していただいていると思うが、コロナ禍でも年に1回ぐらいは町政報告をやりたかった。ホームページや広報誌などで、しかるべき広報活動をやるべきだったというふうな発言をされました。

そのとき、私は言いました。防災無線の規制の規則の中で、最大限に活用して情報を発信したらどうかとか、広報なごみのページ数を2倍にしたらどうかとか、SNS、YouTube、動画サイト、もう今はLINEを始められていらっしゃると思いますが、今一層、どんどん、町長自ら町民に対して情報発信をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、町長は。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

今回の防災無線での放送につきましては、コロナの感染者数が減らないという状況、これに合わせて、古墳祭り、盆踊り大会、中止にするという決断をいたしましたので、私のほうから自らメッセージを町民の皆様に送るということで放送させていただきました。

防災無線に限らず、情報提供については町民の皆様にしっかり行っていきたいと考えております。先ほど申し上げましたように、公式LINEのほうがダイレクトに、町民の皆様にメッセージをお届けできることが、できております。2,520人という人数ですので、この人数を増やすように努めてまいりたいと思います。

また、高齢者の皆様にも登録していただけるように、御案内のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

ぜひ、今の答弁にあったとおり、町民との座談会、お話し合い、開催されてください。

町長の公約にあるとおり、町民に信頼される役場づくりの基本と思います。

要旨（2）の再質問に移ります。

私は今回の一般質問、大分町民の方から言われてやっております。いろんなことを言われます。

町民の方は、石原町長の足を引っ張るより、手を引っ張って仕事をしてもらいたい。私たちは、石原町長の足を引っ張るんじゃなくて、手を引っ張って、もっととどンドンしてもらいたい、このことを言ってくれと言われました。

私はそういう意味で、ずっと今まで質問してきましたが、この町民の気持ち、石原町長のもっと仕事をやってくれ、あなたの足を引っ張るよりも手を引っ張って、町民の方は仕事をもらいたいと思っている、私が話している意味は酌み取っていただいていますでしょうか。ちょっと伺います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） はい、十分理解しております。ありがとうございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 再質問します。

町民の方は、若い町長に頑張ってもらいたいと言われていています。若いリーダーに頑張ってもらいたい。この言葉の真の意味はどうでしょうか。

私はこう考えます。若いからこそできる挑戦、他の町が驚くような仕事に取り組みです。

和水町の偉人、金栗四三先生のNHK大河ドラマいだてん風に言えば、とつけむにゃー仕事をしなさい、です。とつけむにゃー仕事というのは、石原町長にしか実現できない、和水町をさら

に飛躍させる仕事だと私は考えております。

答弁のとおり、温泉を開発するのは一大事業です。しかし、菊水地区では事業のために試掘の井戸を掘ったら温泉が出てきて、慌てて埋め戻した等の話はよく聞きます。菊水地区では温泉が出る可能性があるかもしれません。

また、視点を変えれば、すばらしい菊池川が流れております。菊池川の漁協の方は、毎年何万匹もの鮎を放流し、日本一になるよう日々努力されています。昔のように、菊池川で魚がたくさん取れるように、河川工事にも、河川改良にも協力されていच्छやいます。

まずは、このすばらしい菊池川の見える場所に、現在日本一と言われる星野リゾートクラスの企業を誘致するほうが、和水町の観光の発展には早回りかもしれません。

いろんなアイデアはどんどん出てきます。町民の方からもきっと、石原町長の元に届いております。町長のトップセールスで企業を誘致していただきたいとかですね。

では、再質問です。

天然温泉の開発は考えていないとの答弁でしたが、私はそれぐらいのことをやる熱意で、観光資源を磨き上げてやってもらいたい。このコロナ禍であります、町長はトップセールスで企業を和水町に誘致してくる、それぐらいで仕事をしてもらいたい。

再質問です。町長はトップセールスで企業を和水町に誘致してくる、そういう気持ちがあるかどうか、お伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

もちろん、トップセールスにより企業誘致、つなげていきたいと思っております。

そのためにも、足を使いまして、国や県に足を運び、いろんな方々と人脈を築き上げ、企業誘致等につなげていければというふうに考えております。これから全力疾走で頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 平成18年の菊水町と三加和町の2町合併より16年、新しい発展を期待しております。

一般質問の結びに当たり、一言申し添えます。

私は、石原町長に正しい決断と攻めの町政運営を行っていただきたいと考えます。スピード感を持って取り組んでいただきたい。公約を全部実現する、石原町長には行動と決断を、そのためにしていただきたい。そしてその行動と決断、しっかり予算をつけて実行していただきたいと要望します。

最後に申し上げます。あなたは若いリーダーです。公約を全部実現しようと、大胆、そして丁寧な行動と決断で仕事をしていただきたい。今の世代の言葉で言えば、成功の反対は失敗ではあ

りません。成功の反対は失敗ではなく、挑戦をしないことです。挑戦をしないことこそ失敗です。公約実現のために挑戦してください。

以上で、3番議員、齊木幸男の一般質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の会議は全部終了しました。

明日、7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後3時07分